

概略のことを申し上げたわけでございます。

○佐田委員 今の大臣のお言葉を承りまして、確かにこの百二十三兆円そしてまた二百四十三万人の雇用を生み出す、これは大変なことであります。

それと同時に、今回のいわゆる高度情報通信社

会推進本部、これは今もお聞きしたとおり、本部長を総理大臣がやっておりまして、各大臣が全員が構成員になつておられる。これほどまでにしてこれから高度情報通信社会に向けての対応をされておる。その原因には、それと並行しましてそれを早急に進めなければいけないという、私は、ここにやはり必然性があるのじゃないか、こういうふうにも感じておるわけであります。

この間の答申も含めた内容を拝見しますと、これから少子社会に向けた問題、そしてまたもつと幅広くいろいろなアプリケーションも考えられておる。それと同時に、環境面についても、そして本当のあまねくいろいろな雇用に対しましても大きなインパクトを与える、私はこれは当然のことだと思っております。

そしてまた、今回の法案につきまして、そういうふうな形の基盤整備を進める一環であるのじやないか、私はかようにも感じておるわけであります。であるからこそこれを早急に進めなければいけないという必然性、私はこれが大事だと思うのですね。それは、私は私なりに感じておるわけであります。

例えは青森に行きたい、青森に早く行くためにはどうしたらいいか。例えは盛岡まで新幹線で乗れば、時間をかけなければ青森には行けるわけであります。ところが、この電気通信要するに高度情報網につきましては、例えはアメリカの方でいわゆる基盤整備が全部済んでおって、そして光

ファイバーが日本まで通じておって、そのときには日本ができる場合にはこれはゼロになつてしまつ。ここが私は完全違つところではないか。

これは要するにこの重要性、必然性がこういうところにあるのではないか。本質的なところですね。

それと同時に、新聞等で最近も本当にマルチメディアであるとか光ファイバーの関係、いろいろな情報通信の関係の記事が出ておる。それほどまでにこの重要性、緊急性があるのじゃないか、私はかようにも感じておるわけであります。

日本においては情報通信については何というか非常に規制も厳しいですから、鎖国的なところがあるのじやないか。

ちょうどイギリスに行きましたら、マークユーリーという会社があるんですね、ここには、そのマーキュリーというのはどういう会社かと申し上げますけれども、委員長とも一緒になりましてヨーロッパそしてアメリカの方を回つてまいりましたけれども、日本に比べまして大変な情報通信の競争がもう既に行われておる、こういう現状があるわけであります。

例えは、これは例でありますけれども、これは日経新聞にありますけれども、先ほど申し上げましたC&W、米ナイネットなど海外の大手通信会社が日本の簡易型携帯電話、いわゆるPHSでありますけれども、事業会社に相次ぎ資本参加する。C&Wは日本電信電話、NTT系のNTTバーソナル通信網グループへ出資することでNTTと基本合意した。それでまた、もう一つは歐米、アジアの通信会社二十社前後が電力・JR系のアステル東京に資本参加を希望している、こういうことも入つておるわけであります。そしてまた、NTTはこつちにもう一つ、この中の記事になりますからいろいろな国に植民地政策をしていて、その中においては規制がほとんどないわけですか

ら、もう優先的に、いわゆるケーブル・アンド・ワイヤレスという会社が徹底的に入り込んでいるわけであります。そして、そこに線を引いて基盤整備をやつてきた、歴史的にやつてきておるわけであります。

それとは別に今度は、要するにケーブル・アンド・ワイヤレス社が子会社をつくつて、その子会社がいわゆるマークユーリーという会社でありますけれども、そのマークユーリーが今度は自國のBTに入り込もうとしている。どういうふうなやり方をしているかということは、これが非常に私は巧みだなというふうに思つたのでありますけれど

も、とにかく採算は度外視してでもCATVに入らしてくれ、CATVに入つていて光ファイバーを引かしてくれ、これは将来に向けて大容量

で入り込んでも、うちの子供にはもうテレビなんだけないわけであります。そして将来にわたり込んでいくつて、最終的にはBT、これはいわゆる電話会社でありますから電話回線に接続をしている。こういうところを我々は真剣に考えていかなければいけないんじやないか、それではまず危機感を持つていかなければいけないんじやないか、こういうふうに私は感じておるわけ

であります。

例えは、これは例でありますけれども、これは日経新聞にありますけれども、先ほど申し上げましたC&W、米ナイネットなど海外の大手通信会社が日本の簡易型携帯電話、いわゆるPHSでありますけれども、事業会社に相次ぎ資本参加する。C&Wは日本電信電話、NTT系のNTTバーソナル通信網グループへ出資することでNTTと基本合意した。それでまた、もう一つは欧米、アジアの通信会社二十社前後が電力・JR系のアステル東京に資本参加を希望している、こういうことも入つておるわけであります。そしてまた、NTTはこつちにもう一つ、この中の記事になりますからいろいろな国に植民地政策をしていて、その中においては規制がほとんどないわけですか

に認識をしておるわけであります。

○五十嵐政府委員 ただいま先生から幅広にこれからの高度情報社会に向かつての御指摘をいたしました。例えはネットワークインフラ一つをとりますが、これが日経の第一面ですから非常に重要な記事なわけであります。

ところが、私は正直言つて日本人というのは、これは一般の方々というのはそんなに重要なことじやないんじやないかと思われているんじやない

かと思うんですね。そして、きのうの夕刊の記事でありますけれども、アメリカのCATV、有線テレビの大手のコンチネンタル・ケーブルビジョンは、電話までを手がける次世代CATVで日本進出を決めた、こういうことが書いてあるわけですね。これも第一面であります。これは、私は非常に危機感を感じるわけであります。

これは例でありますけれども、CATVというのはどういうことかといふと、CATVで入り込んでも、うちの子供にはもうテレビなんか多チャンネルなんか必要ありませんよ、日本人はまだまだそういう感覚が私は強いんじやないかと思うんですね。例えはマルチメディアであるとか光ファイバーとか、そして高度情報通信網であるとか光ファイバー、何でそこまでやらなければいけないのか、これはそういうふうに思つておるわけですね。これも第一面であります。これは、私は非常に危機感を感じるわけであります。

ことになると、おのずと経済全体もそつちに引っ張られるというようなことで、先生御指摘のように問題意識を持つて私ども取り組んでいるところがございます。この辺は、よくゴア副大統領がいわゆる経済的、国家的な領土が情報通信基盤の整備によってどんどん広がると一緒だと言われているよう、一つの例えにあるような問題意識で取り組んでおります。

そういう意味で、国際競争力という観点からも、この情報通信基盤整備というのはまさに一定のスピードを持って取り組んでいかなければならないというふうに考えておりまして、先生御指摘のありました各種の制度規制というようなことにつきましても、例えば一種電気通信事業者の制度的規制なんというのは、O E C D の評価にもありますとおり、世界に先駆けて一番自由化された国だというふうに評価を受けております。

ただ、御指摘のありましたとおり、例えばそれにはかわってきます制度、価値観というような意味で、例えば今の学校教育関係はいかがであるとかあるいは医療はどうであるかとかあるいは訴訟関係、争訟関係の手続がどうであるか、そういった制度問題、それは、私は国を挙げて積極的に見直していくしかなければならない問題だというふうに考えております。

それから、御指摘のありました各種外国からの参入問題、これはまさに今回の法律ともかかわることであります、私どもネットワーク構築をしていく中において、次世代のネットワークの構築というのは、先進諸国のみならず、どの国もみんな考えて取り組んでおります。そういった中にあります、私ども基盤整備それから情報通信市場の活性化ということと結びつけましてこのネットワークインフラを考えているわけであります、具体的に今お話をありますけれども、それが進んでくれば、一つの例でありますけれども、ナイス・日本への参入というようなことにつきましても、一定の条件のもとで日本の市場に入ってくるということで、私自身は、日本の国が長い

間独占でやつてまいりたということを考えますと、新しい血が日本の國に入つて非常に活性化する、もちろん一定の制約のもとでございますが、そういう意味では大いに歓迎すべき話ではないか。

か。

具体的に今回の光ファイバーのネットワーク構築ということを考えましても、例えば東京の一定の地域で一定の会社が外資と一緒にになってC A T V のネットワークを構築するというようなこと、あるいはそれにとまらず日本全国、私どもがある意味の情報を掌握している限りでは、幾つかの都市等々でそういう積極的な設備投資が展開されるということで、日本の國のネットワーク構築も新たな段階を迎える可能性が出てきた。

もう一つは、情報通信基盤整備がそれで進むということに加えまして、情報通信産業の活性化が図られるという観点があるというふうに考えておりまして、先生御指摘のような問題意識を持つて今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

か。

か。

すけれども、ではほかを差し置いて何でこれほどまでに優遇措置をしなくちゃいけないのか、こう合致してくるのじやないか、また非常に大事なことである、かようを感じておるわけであります。その中で、いろいろな理由はあるわけであります。すけれども、ではほかを差し置いて何でこれほどまでに優遇措置をしなくちゃいけないのか、こう合致してくるのじやないか、また非常に大事なことである、かようを感じておるわけであります。

も、そういうところで、迅速性というか早くしかもやいけないとか、そういうところをしっかりと根本から国民にせひともこれからも訴えていたいだきたい、かようについているわけでございます。

今度は実質的な話になつてまいりますけれども、要するに本法案においての基金の原資について、非常にこれは重要なことでありますけれども、次年度以降既存の予算配分にとらわれないで政府全体の予算の中で重点的に私はこれは措置していくかなくちやいけないと思つておるのでありますけれども、この点についてどうお考えなのか、お願いします。

か。

か。

○五十嵐政府委員 今般の措置といいますものは、最終的に、現在の段階では超低利融資による特別融資制度とあわせましてふるさと財團を活用した無利子融資制度、これをもつていわゆるネットワークインフラ、とりわけ加入者線の光ファイバ化を進めていくという考え方をしているものでございます。

か。

資でございますが、これは地方団体が自主的にあ
るいは主体的に地域の振興発展を図るという観点

Iなるものをめぐりまして非常に大きなぶつかり合いがございました。

から、官民一体となりましたプロジェクトに対し、無利子で融資をして支援していくというものでございます。これに對して、国としては地方債あるいは交付税で措置をしておるわけでございましょうが、こういう趣旨で設けられた制度でございましょうので、現在、市町村の場合は五人、県の場合は十人という雇用増があるということが要件になつております。そうしますと、CATV事業者のように新たに事業を展開する場合にはこの要件に当たりやすいわけでございますが、NTT等の通信事業者の場合には、拡張いたしますので直ちには当たらないという点がござります。この辺をどうするかという扱いにつきましては、今関係省庁にて検討をさせていただいておるところでございまして、國全体に郵政省としてはPRをしていただくことを心からお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

なお突っ込んで物を言ふと、三つに分かれているのですね。アメリカのAT&Tのグループ、これが国際的にいろいろな提携をして巨大な塊で進めていこうとしている。もう一つ、先ほど佐田さんからお話をございましたが、英國のブリティッシュ・テレコム、それにマーキュリーが入ってまいりました。二社、複線の形になつておりますけれども、ここを中心とするグループがもう一つBTで、T中心に上がつておりまして、第三の勢力として、ドイツ・テレコムとフランス・テレコムが一緒になりました。これまたアメリカのスプリントあたりを資本の二〇%を出資して握るというのですね。ECTも調べに入つておりますし、アメリカのFCCも調査に入つていているという、そういう三極になつております。お話をございましたが、ようやく、その中で日本はどうするんだという、決して私は焦つてもおりませんが、しかし急がなきやいかぬなという、しみじみそういう印象でございますが。特に巨大なアメリカの通信関係企業にのみ込まれたら大変なことになるという。

○大木委員 大臣には、大変予算委員会で忙しい中をわざわざプラッセルまで行っていただきまして、本当にありがとうございました。若干の報告書がありましたがけれども、率直な大臣の印象といいますか、について一言お教えいただきたいと思いますが。

○大出国務大臣 大変国会日程いろいろございました中を、大木先生初め、通信委員会関係理事初め皆さんに大変なお骨折りをいただきまして、二十五、二十六、二日間にわたりますプラッセル会議に出席をさせていただきました。第一セッション、第二セッション、第三セッションまでありますたが、結果的に全部のセッションで何回か発言をさせていただくようになりますが、非常に大きな印象は、アメリカの側、歐州の側、G-1

フランスのロッシさんという大臣の発言じゃありませんが、「言葉は豊かな文化の象徴である民主主義の道具である。高度情報社会ができるそれが英語社会であつてはならぬ。」という大演説をアラウン・アメリカ商務長官を名指しでするという、つまり、映画もテレビもアメリカに席巻されている歐州の立場。これに対して、同じ側に立つフランス語圏を持つてゐるカナダのマンリーダ大臣が真正面から応援演説をぶつ。ランタン系でイタリーがおりまして、ここがまた大応援演説をこつという。しかし、この大きなせめぎ合いといふものは、私はG—I—Iという構想を国際的に思いつつ、切って前に進めていく効果を持つだらうと。ということになると、もう御指摘のとおり、今のこの法案というのは、このくらい大事な法案はないのじやないかな?という気がいたしておりますて、おっしゃるとおり、それはC—C—Iが日本にま

る種の会社をつくつて、トーメンと一緒に入ってきます。ところがこれ、CCIというのは、アメリカ第三のCATV会社でございまして、アメリカだけで三百六十万世帯の加入者を持っている第三位の企業でございまして、第一の企業はTCLでございます。第二番目のCATV企業というのはタラム・ワーナーでございますけれども、第三番目がCCIと、今佐田さん御指摘の企業でございまして、これは電話もやつておりますが、英國なんかに行きますと、ナイネットスやあるいはUSウェストなんというのがCATVを始めまして、それがどんどん電話に入つていって、BTが後ろに引くというような場面が出てくるぐらいであります。これは日本もそうなってしまうのですね。伊藤忠、トーメンがマーンに出で、もう既にCATV、アメリカの企業、TCL、タイム・ワーナーと携してしまつてゐるわけで、そこへCCIが出てきてトーメンとなれば、そこへメーカーである富士通が全面的に、ハードを売るんじやないのです。経営という意味でCATVに入つて、いこうというのが社の方針として決まつておるわけでござりますから、こうなると、生半可かで資本が入つてきて、活性化するからいやと腕組んで見ているわけにはいかないのでですよ。日本はどうするんだと。それには、この法律を本当に有効に、ふるさと財団を含めて機能させなければ追いつかない。そういう危機感をある意味で、焦つてはいませんけれども、感じているというのが率直なところでございます。一生懸命また頑張ります。

○大木委員　まさしく、大臣おっしゃるとおり大変な国際競争下にありまして、表向きは友好的に、まあまあお互いに情報の開放等を含めて伸ばしていくやう、こういう雰囲気はあります。やはり根底といたしましては、大臣おっしゃつたとおり、まさしく、自分の国に有利な形に持つていい、こういう気持ちが裏から見えるわけですね。まあ情報というものは大体、フィリピンの革命とかソ連のあれもそうですが、全部放送局の

占拠ですねああいつたものがおつ始まつて、大体まあ多くの声を寄せ集めて幹部が決めていくわけですが。今度の場合には、これは産業全体に対する、もちろん情報通信産業そのものの発展もございりますけれども、光の、ああいつた複数線化の問題とか、たくさんございますけれども、しかし、やはり問題は、全産業に対するインパクト、こういった問題をしっかりと受けとめませんと、せっかくのあの内閣の、政府の大きな会議や、村山さんが長で、大出さんも副本部長でできていますけれども、あるいは各大臣全部入っていきますね。

きょう実は、私、調べてみましたら、きょうこの時間帯に経済企画庁が情報問題の委員会をやっているのですよ。初めて行われる。実は、きょうのこの基盤問題に絡みまして、とにかく需給問題のアンバランスがしばらく出でますから、とにかく、内閣はあんな立派なものを二月二十一日に出しておられる。経企庁の局長に聞きましたら、きょう初めてこの会議をやつておる。まあ産構審の場合なんかは幾らか通産が熱心にやつっていますからね。

そういう状態ですから、まさしく佐田さんおつしやつたとおり、やはり内閣がやつて引っ張りまして、どうもやはり、国家的なプロジェクトまでは私は大仰に言いませんけれども、そういつた形に向かっていいないという感じがありまして、ちよつとこれ、経企庁呼んでいませんから、どなたから御返事をいただいても結構なんですが、そいつたばらつきが各省省間である。こういった問題について、御感想があつたら聞かせてください。

○山口(憲)政府委員 この情報化をどういうふうな形で進めていくかということは、大変大きな問題であるし、なかなか難しい問題だというふうに思つております。特に、今委員お話しのとおり、大変多くの省、全省庁にかかる問題でございます。一省庁ということで済む問題ではございません。そういったことから、私どもとしては大変幸

いだと思っておりますが、高度情報通信社会推進本部というのが内閣に設置されましたので、これに全省の、全閣僚の皆様方が参画されておられるということでございまして、具体的な作業といたしまして、御案内のとおり、基本方針を策定するという作業をさせていただきましたけれども、その過程の中で、全省庁がこれに参画をしていろいろ意見を寄せる、そしてコンセンサスを形成して一つのものができ上がった。

六

ニユーキヤブというのをつくって、ここで早くひとつ郵政と一緒にやろうじゃないかと言う。例えば、岡崎なら岡崎で学校間のテレビ会議から始まつて生徒間のいろいろな交流が始まろうとするが、文部省はそこをやはり焦点にやろうじゃないか、こう言う。電子図書館などと、これは通産と文部と両方ありますけれども、国際会議でもひとつ表に出てきているのですけれども、そういう状況ですから、排他的に物を考えないで、できるだけひとつ総力を挙げてみんながやれるような体制を何とかつくるべきやならないな、痛切にそう思つておりますので、御指摘の趣旨に従つて一生懸命やつてみたいと思っております。

○大木委員 大臣に大分無理なことばかり申し上げて申しあげありませんが、ぜひこの仕事を完成するためによろしくお願ひしたいと思います。

最後に、二、三分になりましたので、ちょっと変わつたことを伺います。

これは共同溝の問題でござりますけれども、実は、今国会に建設省でしようか、共同溝問題を出しておられます。この中にやはり光ファイバー等についての問題がありまして、震災のときの新聞記事をずっと見ていくと、結果的には八十分メーターくらい地下に入つていきますとほとんど影響がない、という、バックアップ体制も要りますけれども、そういう話をございます。

そして、もう一つ、これも建設省絡みかもしれないが、ちょっとと拝見したのですが、大深度問題に対する研究会ですか、こういったものをつくることも出でおりまして、これは相当金もかかるかもしませんが、今横穴から掘るあれが大手のゼネコンでやつていますから余り関係ないと思うので、ぜひこういった問題について、どうも関西電力さんが余り熱心じやないとかいううわさも聞えていただいだいて、ぜひ郵政省といったしましても光

○五十嵐府委員 今回の兵庫県の震災を見ましても、いわゆる加入者線の部分だけで見まして、地中化というのは災害との関係でも大変有効でございました。架空線にかかっているものと地下に入っているものと比べましても、八十分の一ぐらいの割合で地下埋設の方が非常に安全であつたという結果も出ております。私ども、通産省等から伺っている限りでも、電力の関係でもそれなりの評価をしているというふうに伺っているところであります。そういった意味で、私ども、基幹回線はもちろんでございますが、今後とも加入者系の部分の地下埋設ということにつきまして取り組んでまいりたいと思っております。

であります、このことにつきましては莫大な設備投資を要するという側面があります。それからもう一つは、必ずしもこれが、言つてみますと、営業上の利益と結びつくものではないといふような観点がござりますので、国としての支援体制ということについても関係省庁ともあわせて検討を進めてまいりたいというふうに考えておりります。

○大木委員 終わります。

○自見委員長 次に、小沢鋭仁君。

○小沢(銳)委員 連日御苦労さまでござります。

本日は、いわゆる光ファイバーの敷設、その促進特に加入者系であります、その法案の審議討を進めてまいりたいということで御質問をさせていただきたいと思います。

圧縮技術の進展、そついたもののか一体になりますと、もつとさらに安いコストでいわゆる通信網の整備というのはできるのじやないか、そういう意見を耳にすることがあるわけであります。これもう光ファイバーの敷設というのは大変なやはりコストがかかっていく話でありますから、万一千コストがかかることがありますから、そういうことであれば、これはいかぬわけでありますけれども、その点に関して郵政省の御見解をおいただきたいのです。

それで大事な話は、技術革新のスピードというのは極めて速いですから、それを読み間違うと大きなことになるわけですね。その点について御見解をお願いしたいと思います。

○五十嵐政府委員 それぞれの国のネットワークの構築というのは歴史と先の展望を持ってやられるものというふうに考えておりますが、日本のネットワークの構築も、今の電話一つとりましても、百年以上の経過をもってやつと今のネットワークになつております。どの国も申し上げていいのではなかろうかというふうに思いますが、今、広域網ISDNの次世代のネットワークづくりをどの国も志向しているという観点から見ますと、私どもはやはり基本的な、基幹的なネットワークという意味では光ファイバーネットの構築というのは不可欠であるといふうに考えております。

D S L 技術というのも、これもまたそういう意味では一定の限度がおのずからある過渡的なものだ。今の電話回線そのものを使うという意味での A D S L と考えますと、そういうふうに私どもは考えております。

そういった意味では、基幹的な役割を担うといふのはやはり光ファイバー網でありまして、他の衛星等々のネットワークと調和しながら発展させていくという必要はあるうと思つておりますが、そういう形で取り組んでいくのが我が国においては適切ではないか。

それから、あわせまして、先ほど申し上げましたように、ネットワークの構築といふのは実際問題として非常に時間がかかります。でありますが、一方、最近のいわゆるブロードバンド I S D N の要素になっております A T M の交換機の問題、あるいは光ファイバーという観点は、技術革新が急ピッチであります。場合によつては二〇〇〇年ごろを境にしていわゆるメタリックよりも安くなるかもしれないというふうに言われるぐらいであります。そういうたことも念頭に置きながら、積極的な取り組みをしていく必要があるのがこのネットワーク構築であるというふうに認識いたしております。

○小沢(鋭)委員 今の五十嵐局長のお話で、改めて光ファイバーの敷設、これに力を尽くしていくことは重要だということを明らかにしていただいたわけであります。私も、迷いなくこれで今後もその推進に尽力、微力でありますが力を尽くしたいと思いますが、ただ同時に、先ほども申し上げましたが、技術革新、このスピードが極めて速いのが情報通信分野の特徴かとも思います。どうかそういう感覚度を高めていただいて、郵政の皆さん方には、時代の変化を読み間違わないようにならへば今後ともお進めをいただきたいと改めてお願いをしておきます。

次に、この光ファイバー敷設をだれが担つてい
くのかということあります。

私が国会に当選する前に、これは電通審のとこ
ろで民間主体ということが決まっていたわけでござ
いまして、今そういうスタンスでお進めをいた
だいているところがありますが、ただ、これは私
の個人的見解を若干述べさせていただきますと、
まず、例えば明治のころ鉄道の敷設というのが
ありました。そして、昭和の時代は道路の建設、敷
設というのがありました。これは人と物を運ぶ道
でありました。

私は、この光ファイバーというのは、平成の時
代においてまさに光の道を敷設していくんだ、そ
してそこの中では情報を運んでいくんだという意
味では、ある意味で国家がまさに国家事業として
時代の大きな役割を果たしていくべきではないか
というふうに実は私個人は思っているところであ
ります。

ただ、同時にまた、民間のいわゆる競争原理を
導入して効率よくやっていくというのが当然あわ
せ持つてもいいわけあります、私の気持ち
は、そういう意味ではまず国がこの平成の時代
に光の道をつくっていく。そして、かつて日本が
光の国と言われたことがあったようですが、それ
は、まさに光の国をこれからつくつてしま
う金の国ですか、まさに光の国をこれからつくつ
ていくんだというぐらの構えを持ってやらな
ければいけない、そういう時代的な役割があるの
かと思うのですが、それに関しまして、國
の役割というのはどういったことが必要なんだ
大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○大出國務大臣 今、小沢先生のお話聞いていま
してそう思うのですけれども、サミュエル・モー
ルスがモールス信号を開発をして、ワシントンカ
ラボルティモアまで敷設いたしまして第一信を打
ちましたが、神は何を創造したもうやうな内容
なんですかね、これが一八四四年でございま
すから、ちょうど百五十年ちょっとでございま
す。

電話の話も出てまいりましたが、アレキサン

ダー・グラハム・ベルが電話を開発をいたしまし
て、これが一八七六年でございますから、ちょうど
百十九年でございます。日本が、明治二十二
年、二十三年、説がありますが、電話機を二台
買つたのですけれども、ですから、電信が始まつ
てから百五十年、電話が始まってから百十九年し
かたつていないのですね。

だから、先ほどお話をしましたが、私は郵政省
の専門学校の出身なものですからNTTにもKD
Dにもたくさん友人がおりますので、光ファイ
バーについていろいろやりとりをいたしました
ら、大出さん、あなたそんなこと言つたって、西

沢潤一さんが三十年前に光ファイバーを開発した
けれども、コアというのがあってこういうふうに
なつてとつたけれども、今は全然違うと言う
わけですね。あれから三十年、懸命にNTT、電
電公社は研究してきたんだと言うわけですよ。
西沢先生は先生のところの東北大学の学長さんを
今やつておられるわけですが。

ですから、そういう意味では、進み方が本当に
速いのですね、今は特に、き線までは光でいいけ
ども、あるいは光だって、素材は石英だけれど
も、別の素材だってできるんだとか、いろいろな
意見があるけれども、やはり迷わず、ここで今
のこの法律をやつと皆さんにつくつていただきた
んだから、ハードといつ面ではこれを懸命に推し
進める。推し進めて、ここに大きく前に国際的に
日本は踏み出す。自由化率も高くなっているわけ
ですからね。だから、そうするとあとアブリケー
ションはどうするんだという問題が出てくるわけ
ですけれども。

○大出國務大臣 今、小沢先生のお話聞いていま
してそう思うのですけれども、サミュエル・モー
ルスがモールス信号を開発をして、ワシントンカ
ラボルティモアまで敷設いたしまして第一信を打
ちましたが、神は何を創造したもうやうな内容
なんですかね、これが一八四四年でございま
すから、ちょうど百五十年ちょっとでございま
す。

電話の話も出てまいりましたが、アレキサン

取り返すということで前に進めるということにし
たい、こう思つております。

○小沢(鏡)委員 大変力強い決意をいたいたわ
けであります、心強い限りであります。

今大臣の御答弁の中にもございました、今回の

新制度、私も大きな一步を踏み出せたとこれは高
く評価をさせていただいているところでございま
すが、しかし同時に、先ほど来申し上げてきまし
たような観点から見ると、もつとやれることはな
いのか。大臣もみじくもつと金利が安くても
いいんだという、願いですか、そんな一端があり
ましたが、私はもつとやつてもいいんじゃないか
というふうに思つてているところがございます。

今回の政策支援は、あくまでも民主導の中で、
国としての最大限の役割、現状ではということで
二・五%の超低利融資というのを財政当局も一步
踏み込んでお決めをいたいたところであります。
ただ同時に、さつき私が申し上げたような国
として本当にやるべき話、敷設には責任がないの
かということを一つこちらの極に置いて、そして
あるいは完全な民間でいくというもう一つの極が
あるとしますと、ではその中間的な形ということ
になると、一番右の国としてやるべきことという
ことは、当然のことながら税金を使ってやつて
いくということですね。予算の中で税金を使って
やつていく。それで、民間がやっていく。私は、
その中の中間ということになりますと、やはり融
資、金は返すけれどもしかしそのコストは極めて
ゼロに近いという意味で、無利子というのには十分
政策的にあつてもいいんじゃないかというふうに
思つてているわけであります。

そういう意味において、そつはいつても、財
政当局の觀点からすれば、ほかの政策との整合
性、バランスという話、これも気にしていたか
なければいけない。ですから、現状ではこれがぎ
りぎりだ。それはわかるのですが、しかし、それ
を今度来年度は一步踏み越えて、バランスという
のは必ずしも同等、平等ということだけではない
わけですね。優先順位をどう考えるかということ

になるわけであります、本当にこの政策が必要
だ、国としてやるべきことが必要だということに
なれば、そこに重点配分をするというのがラン
スだという感じも持つていてるわけでございます
が、財政当局のお考えをお聞かせいただきたいと
思います。

○増井説明員 先生の御指摘につきまして、私ど
もは、安心だという制度をつくつていただきたいと思つてお
りますが、一般的に、民間企業の投資活動を政策
的に支援する場合には、補助金という形でなく
して、例えば開銀等の政策金融の対象としていると
ころでござります。

私どももいたしまして、二十一世紀に向か
ました情報通信基盤の整備は極めて重要な問題だと
思つておりますし、とりわけ投資回収に長期を要
します加入者系の光ファイバー網につきまして、
負担軽減措置を講ずる必要性は非常に高いものと
考へて、例えは開銀等の政策金融の対象としていると
ころでござります。

先生から御指摘がございましたように、NTTな
どの民間企業に対します金融上の支援措置といた
しましては、他の施策とのバランスを失すことと
思つておりますし、とりわけ投資回収に長期を要
します加入者系の光ファイバー網につきまして、
負担軽減措置を講ずる必要性は非常に高いものと
考へて、例えは開銀等の政策金融の対象としていると
ころでござります。

このことなどもとも事実でござります。
そうした観点から、いわば両方とも加味いたし
まして、今回の特別融資制度につきましては、既
に中継系の光ファイバーを対象といたしております
NTT-C融資にさらに利子補給を行うことに
よりまして二・五%という、産業金融といたしま
してはこれまでにない制度でございまして、いわ
ばぎりぎりの措置を講ずることといたしたわけで
ござります。さらに低利にというよつて御指摘も
あるかもしませんが、私どももいたしまして
は、いろいろな観点からぎりぎりの措置をいたし
たといふことで御理解を賜りたいというふうに
思つていてるわけでござります。

○小沢(鏡)委員 今の増井主計官の御答弁、現状
ではやはりそついうことなのだろうと思うわけで
あります。そついた意味では、今回の措置とし

てはこれが有る意味ではぎりぎりだったのかなどと今答弁を聞きながら思つておりますし、でありますからこそ今回この二・五でスタートするわけであります。しかし同時に、先ほど申しましたように、ある意味では現状ではこれが有りぎりだ、しかし、コンセンサスをつくり、そして国民世論もやはり支持を受けていく中で、さらにやるべきことというのはあると思うのです。今日の政策体系の中ではぎりぎりだったかも知れない。しかし、新しい方針をつくっていく努力というのを郵政省の皆さんにもしていただきたいし、我々政治家も頑張つとしていかなければいけない、そういうふうに感じています。

に、加入者系の光ファイバー網の整備を促進する
ということにつきましては、私ども非常に政策的に
重要であるという認識をしているつもりでござ
います。したがいまして、財源につきましては、
今後の予算過程におきまして適切に対処してまい
りたいというふうに思っております。
また、阪神・淡路大震災におきまして被害を受
けました電気通信インフラにつきましては、既存
の政策金融制度に加えまして、平成六年度の補正
予算におきまして、電気、ガス等のライフライン
とともに災害復旧融資制度の対象といたしたとこ
ろでございます。今後、こうした制度を十分に活
用していくべきものだというふうに考えておりま
す。

○小沢(銳)委員 終わります。ありがとうございました。

○自見委員長 次に、小坂憲次君。

○小坂委員 新進党といたしまして、今回の電気
通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の
一部を改正する法律案に関しまして、若干質問を
させていただきたいと存じます。

高度情報通信基盤というこの二十一世紀のイン
フラに関しては、各国が二十一世紀の霸者を目指
してスタートを切つたところでありまして、これ
をオンラインで例えるならば、高度情報通信基
盤整備というマラソンの競技に各国が参加をし
て、スタートを切つたところでありまして、これ
は、例えは折り返し地点までという感じですね。
折り返し地点までは日本も大変に頑張って、当初
はいろいろなことがあっても、いいところへ来た
わけです。今度、折り返し地点を回りまして、加
入者系をどうやって推進していくか、こういうこ
とに至つてしまいまして、今回この法案では、特
別融資と債務保証という二つのスキームによつて
沿線から民間事業者に声援を送らうじゃないか、
こういうことであります。

まず、その融資の方でありますけれども、前委
員の御質問の中でもやりとりがございましたけれ
ども、今回の超低利融資、本来これは無利子であ

ればもつといい、こういうことで大臣も大変に御苦勞されて、郵政省も財政当局と当たっていただいたわですが、結果的に超低利融資というところでありあえずは落ちついた。どうも私は、マラソンがスタートして、折り返し地点を過ぎて、周りを見回してみると、どうもマラソンのベースで走ったのではダメだな、どうも中距離走か、あるいは短距離走のようにだんだん変わってきているな、こんな気がするのですね。

そういうふうに見ますと、これは大変だぞ、超低利ぐらいじや間に合わないなど。まあ、そう言うなよ、ふるさと財團の融資というのもあるじやないか、こういうお詫びありますて、このふるさと財團の融資の活用もあわせて民間事業者に対する支援を強化していくことが必要だ、できるだけ無利子というようなインセンティブを与えて頑張ってもらいたい、こういうことありました。それが、これからのがれのゴールを目指して一番重要なことだと思うわけです。

これに関して、光化を促進するための融資のあり方について、本年度末までに案を得るべく、現在郵政省、大蔵省、自治省の間で検討されていくと思うわけであります、まず、この検討に臨む郵政省としての考え方はどのようなものが、郵政大臣の御意見を伺いたいと思います。

○五十嵐政府委員 光ファイバーの促進というよう観点からは、ただいま先生御指摘のありましたとおり、一つは超低利融資、もう一つはふるさと財團を活用した融資ということの二つで平成七年度から進めてまいりたいというふうに考えておりますが、ふるさと財團の活用につきましては、私ども積極的にこれを活用するというような観点からは、現在行えるふるさと財團の融資のスキーム、これをもうちょっとフレキシブルなもの、もつと緩和をしたものにしていただきたいという考え方を持つております、現在、関係省庁との検討をいたしているところでございま

すと、例えば融資の条件をいうような中に、ふるさと財団から無利子融資を行いますと、都道府県あるいは政令指定都市では十人以上の雇用を創出することとか、あるいは市町村では五名以上の雇用を創出するというような観点がござります。だんだんこういう政策が世の中に周知されてきておりますので、具体的に実施をしたいという企業等々と話ををしてまいりますと、こういうのが非常に制約条件になつて活用しにくい。

一方、私ども考えますのは、その地域でこういう無利子融資等の制度で支援ができますと、その事業そのものに雇用が創出できなくても、その周辺部に雇用も創出してくるのではないかというような観点もありまして、一つの例を申し上げますと、こついう新規雇用についての条件を緩和していただきたいというようなことをあわせて今関係の省庁に要望しておりますと、鋭意折衝中でござります。

うに思っています。

(委員長退席、佐田委員長代理着席)

○小坂委員 今の御説明の中にその精神がにじんでいるような気がいたしまして、何としてもこれは勝たなきやいけない勝負なんだ、そのためには持てるものをすべて出して出したいんだ、そういう意味では、大臣の気迫、なかなか感じるものがありますが、さらに努力をしていただいて、これを突破をしていただいて壁を突き破っていただきたい、ぜひともお願いをいたしたいと思います。

ふるさと融資というの、御存じのように、借入総額の二〇%が無利子、あるいは過疎の場合は二五%ですが、そして、残りは協調融資ということがあるわけとして、できればこれも、無利子部分をもつと膨らませられないかな、こうも考えるわけですね。いろいろな緩和の方向はあると思いますけれども、ぜひとも自治省等とよく話し合っていただいて、そして大蔵省を説得していただきたい、こう思うわけであります。

本法案による光ファイバー網に対する支援で西暦二〇一〇年に全国整備を完了すること、これが一つの目標なんですが、これは可能だとお考えですか。

○江川政府委員 結論から申し上げますと、完了可能だと考えております。

光ファイバー網のニーズといいますのは、今からきょうからどんどんやつていきましたでも、そのニーズが顕在化するのは大体二〇〇〇年ぐらい以降だらうと予測されております。それまでの間は、本日お願いしております法案で実現されますこの特別融資制度による光ファイバー網整備事業に先行投資を促進するということがこれで可能になるわけでございますから、いける。

そしてさらに、今回の施策というのは、国の方針として光ファイバー網整備の重要性を内外に鮮明にすることと、それから、民間企業者にとつて、国がそれをやるんだから自分もやれるという

デイレクション、方向性が示されるということです。

おいて二〇一〇年の目標達成に向かつた非常に原動力になる、そう考えております。

そこへ加えて、ただいま先生御指摘のふるさと財団の無利子融資などもあわせ利用していくことでやつてまいりますので、もちろんこれは大蔵省とか自治省とか関係省庁との、先ほどの答弁にもございましたような緩和施策というのを意味するわけでございますが、そういうものをおわせて活用しまして二〇一〇年の計画達成は十分可能だ、我々そう踏んでいるところでございます。

○小坂委員 最終目標は光ファイバーネットワークの完成というところでありますし、レースも終盤に入りますとラストワンマイル、もう最後の一マイルが一番重要なになってまいります。言つてみれば、そのラストワンマイルというのは、加入者系の中でも各家庭へ配線される部分、この部分になってくるわけですね。各家庭に引き込むいわゆる配線部分の普及に対してもう一つの大きな課題かちょっとお伺いしたいと思うのです。

私は、最後の家庭にどれだけたくさん入るかということは、すなわちアプリケーション開発のインセンティブといいますか、これは表裏一体の部分だと思うのです。各家庭で利用できるようになればアプリケーションのユーチャーがふえる、そうして新たな需要ができる、それに向けたアプリケーションの開発がさらに進む、そのアプリケーションがよければまたさらに、じやんろうといつて、自分のうちも引いてくれといつ人がふえる。ですから、これはまさに表裏一体の問題なんです

このことによれば、まだふうに考えておりますが、このことについて郵政省のお考えをここで一回確認しておきたいのですが。

○江川政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、今回の施策の整備の対象となりますのは、加入者系光ファイバー網のうちの特に整備が必要な幹線部分とその関連施設ということで、もう少し細かく申し上げますと、東になつてやつてくる

います。先生の御指摘はまさにこの一本一本の部分がどうなのかという御指摘かと思います。

それは将来のお話はあるのかもしませんが、今我々が考えておりますのは、なぜこの幹線部分のここまでなのかなということは、一つは、加入者のニーズがあつた場合に即座に光ファイバーを引ける体制をつくるためにそこまではまず必要であること。二つ目は、将来光ファイバーにしようとなると、そこまでやつてあることがもう絶対不可欠であるということ。三つ目は、個々の加入者がある程度の数に達しなければ回収が困難であるという、先行整備の色彩が強いという部分なわけです。したがつて、そこにぐつと絞り込んでやつておるわけでございます。

そこで、じや、その先の一本一本の部分はどうなのかというところは、まさに加入者のニーズに見合つて整備されるものだと考えております。その意味で、最後に、ある意味で、ラストワンマイルとおっしゃいますが、ニーズが出てくればそこは非常に事業者もつけやすいところです、一本で分だと思うのです。各家庭で利用できるようになればアプリケーションのユーチャーがふえる、そうして新たなる需要ができる、それに向けたアプリケーションの開発がさらに進む、そのアプリケーションがよければまたさらに、じやんろうといつて、自分のうちも引いてくれといつ人がふえる。ですから、これはまさに表裏一体の問題なんです

このことによれば、まだふうに考えておりますが、このことについて郵政省のお考えをここで一回確認しておきたいのですが。

○江川政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、今回の施策の整備の対象となりますのは、加入者系光ファイバー網のうちの特に整備が必要な幹線部分とその関連施設ということで、もう少し細かく申し上げますと、東になつてやつてくる

いるわけですね。その後の部分が肝心だ、こう言つて

いるためにも国として何かこれから支援策を講じたりしていく必要があるんじやないかなと私は考えておるので、その辺、何かいいアイデアがあるのですかと。

最後のラストワンマイルをいかに出していくか。それは、いいアプリケーションの開発というのが一つのインセンティブになることは申し上げたとおりでありますし、それ以外に、財政的なもの、あるいは、それはすなわち加入者自身の負担に帰すべきものだというふうにお考えなのか。あるいは、そこについても事業者の側でかなりの部分を負担して加入者の負担を減らすような方向を考えいらっしゃるのか。その辺も踏まえて、ちょっとこの部分についてもう少し詳しくお答えいただけますか。

○江川政府委員 とりあえずはその部分は加入者が負担の部分だということで、それは、事業者が引いて、使用費用の中で負担するのかどうかという契約の問題になつてまいりますが、とりあえずそこは、我々としては加入者負担の部分だというふうに考えております。

将来、これから先、その部分に需要が大きくなることによってそれが使われていくようになるという施設を支援するというようなことと合わせまして、そういう開発の促進が図られるよう積極的に支援を図つていって、最後の部分についての配線は事業者負担でとりあえずやつてもらうことにしよう、そう考えておるところでございま

す。

○小坂委員 私が質問をした部分の半分くらいお答えいただいているのですが、まだ残りの部分があるのですよ。すなわち、最後ゴールへ入らなければいけない、途中をすつ飛ばすわけにもいかない

か。
○江川政府委員 私の言葉が少し誤解を招くよう
な言葉足らずだったかもしれませんのでちょっとと
申し上げさせていただきますが、その部分は、加
入者ではなくて事業者が引く話です。つまり、
事業者が引くということは、最後には使用料の中
で払われる話でしようから、その部分は加入者
負担と言つただけの話でござります。事業者が引
きますので。

将来の論として、また何か考へる必要があれば考へなければいけないな、そういうふうに思いました。

○小坂委員 物理的に引くことは事業者しかでき
ないんだろうと思うのですね。加入者がみずから
やることはできませんから。その部分の費用を使
用料に乗っけるか、あるいは、今の電話線の買い
取りというのがありますね。レンタル方式でやる
のか、それとも同じように買ひ取りかというもの
だつてあるわけですから、そういうことを踏まえ
て何かいい施策を考えてくださいよとこう申し上
げたので、よろしくお願ひします。

そして、その部分のはかにます、今回のこの
法案は、中継系があつて、その中継系にCATV
事業者が、中継点から起点までの幹線といいます
か、その部分の整備を支援しようというのが趣旨
だろうと思うのですね。それで、CATVといつ
のは、実際にはCATVの事業者のオフィスから
各家庭までそれも直接線が引かれているの
ですね。いわゆる手のひらの部分があつてそして
指の部分があるのではなくて、もうそれぞれ根つ
こから配線をされているわけですね。

たた、そういうことからしますと、CATV事業者の各家庭へ配線する根っここと中継点との配線支援はこれができる。しかし、やり方はまだいろいろあるんじゃないかなと。現在、中継点であるところから各家庭までも、各家庭が五戸とか十戸ぐらいを一つのゾーンと考えて、ファイバー・

ツー・ザ・ゾーンという考え方方にまたこれを順次、これもまた技術革新によってできるのですね。言つてみれば、一本の線でそこまで行くけれども、しかしその先、各家庭へさらにそこの交換機で、交換機というんですかね、何かそういううなもので振り分けていくということだってできるわけですから。そういうふうにして考えていいますと、これ、CATV事業者が持つてている手のひらから先の部分のその手のひらまでの部分を何と説明したらわかりやすいですかね、その地点までの整備をやはり今回のこの法案の中でできるようにしてやる。実際には手のひらの部分が先に延びていってしまうんですよ。

ております一つの現実的な方へは、いわゆる送信の基地局から、電話線で考えまして一・五キロぐらいなどところで加入者幹線が延びてくる。その地点からいわゆる今度加入者配線というようなことで、五百メートル程度じゃなかろうかと思いますが、五、六百加入に広がるのではないかということを想定しております。

ただ、そういう形で今回の法案はお願いをいたしているわけでありますが、私ども政府の内部での議論という中では幾つかの議論がございました。加入者幹線から加入者配線の部分まで国が支援する方がより一層進むのではないかというような議論もありましたかが、いろいろな経過をたどるところを見正の去路を尋ね、「こうなります。今後、そ

信の基地局から、電話線で考えまして一・五キロぐらいなどところで加入者幹線が延びてくる。その地点からいわゆる今度加入者配線というようなとで、五百メートル程度じゃなかろうかと思いますが、五、六百加入に広がるのではないかということを想定しておりました。

ただ、そういう形で今回の法案はお願いをいたしているわけであります。私ども政府の内部での議論という中では幾つかの議論がございました。加入者幹線から加入者配線の部分まで国が支援する方がより一層進むのではないかというような議論もありましたが、いろいろな経過をたどる中で現在の法案に落ちついております。今後、そういうた意味でどこまで国として支援するのがいいのか、あるいは支援すべきかということは、さらにはまた今後の問題として議論は深めさせていただきたいと思っております。

それから、同軸との絡みという問題がありますが、確かに、現在これから参入するところでも、一部同軸を持って入ってこようという、CATVの事業者でそういう話は伺っております。現在のところ私どもは、日本全体総体的に見ますと、いわゆる電話の加入者配線はメタリック配線ですのべ、同軸に行くというよりはもう一気に光ファイバーに行きたいという気持ちがありまして、目下のところはそういう観点からも光ファイバーの支援ということになつてますが、あわせまして、今後の課題とか産業界の出方の実態とかいうことも見ながら、これから課題といふことでまたそのことも研究をさせていただきたいというふうに存じます。

○小坂委員 結構でございます。それじゃお願いします。

そういうことで、今全国ということをおっしゃつたんですが、全國どういう地域から整備を進めいくのか、その点についてひとつ、一言で結構ですから。

○五十嵐政府委員 私ども現在考えておりますの

は、ます、二〇〇〇年までは主要都市ということを考えておりますが、あわせまして、情報通信の場合は、時間と距離を克服するという意味で、過疎地等については大変重要な意味があります。そういう地域にありますと、アプリケーションの開発の導入を点として図っていくという中でネットワークの構築も進めてまいりたいというふうに考えております。

○小坂委員 なるほど。そうすると、都市部を中心、しかし過疎地もアプリケーション次第、こういうことでありますと、アプリケーションもその需要があつて初めて開発をされる、それからその地域も意欲があるところを優先していく方がいい、そのとおりであります。

そういう点から考えまして、私の田舎の長野県長野市で一九九八年に冬季オリンピックが開催をされます。この冬季オリンピックというのは、オリンピックは御存じのように国威発揚の絶好の機会でありまして、同時に情報通信の分野におきましても需要の非常に集中する、アプリケーションを新たに開発したい、そういうものを活用していくことが必要なことでもあります。また、そういう面から考えて、ここですばらしいアプリケーションとそのネットワークの充実しているさまを世界各地から訪れる皆さんに見ていただきたいことは、日本の高度情報通信の質の高さ、またその進歩というものをPRする絶好の機会である、こう思うのですね。

現在長野市においては、これを契機としまして、基本的にはその先の二十一世紀をにらみながらの話なんですが、高度な情報通信基盤を整備して、郵政省の先導的なアプリケーション開発の普及策である自治体ネットワーク整備事業の実施に向けて準備中と私も聞いております。このよ長野市における高度情報通信基盤に向けた取り組みは、情報化推進の上に極めて意義のあることと考えるわけでありまして、まず最初に大臣の御所見を伺つておきたいと思います。

○大出國務大臣 長野の行政の側の方、議会の関係の方々、私になりましてから何遍かお見えたことがあります。いろいろ私も、當時方々から地域でいろいろな御要求がござりますのも頭にございまして、しばらく話をし合った時期もございます。

それで、おっしゃっていることの中心は何かと
いうと、行政の側からこの際、今ちょうど小坂先生
おっしゃった趣旨で、こんな機会というのはま
たとない時期だけに、市民、県民の皆さんのがん心
も非常に強いというわけですね。苦心慘憺として
冬季オリンピックをあそこに持つていったという
経過もあるというわけですよ。だから、できるだ
けのことを行政の側で市民、県民の皆さんのために
にやりたい、言うならば行政の側から情報を次々
に流していくたいというのですね。ですから、そ
れがいろいろな民族放送を含めて仕掛けができるで、歴
代のオリンピックをするときのような流れ方をす
るのだけれども、それ以上に、選手村から始ま
て実際の身近なものを行政の側から全部表へ出し
て流していく不可以ないか。そういうところから始まり
まして、この際ひとつトータルで見た形の長野
県、長野市のネットワークづくりを将来のために
やりたい、こういうことになる。

それで、そこらを垂りまして、郵政省の出先
の、それぞれの具体的に地域がわかっている局の
諸君がいるので、まずもってそこからひとつ詰め
た話をし合ってみていただけませんかというところ
から出発していただいた経緯がございます。い
ろいろなお話が耳に入りますが、まとまって今こ
ういうことになつてこつだというところまで来て
おりません。したがいまして、またそこまで来れ
ばお話を聞かせていただいて、判断をさせていた
だこうか、こう思つております。

○小坂委員 まさにオリンピックを契機としてと
いうことでして、これで市民生活の充実を図れま
すし、そして、モデル地域としてどこかを指定す
るならば、オリンピックの期間常にテレビが全国
に、世界に放映をされる。ですから、国内のみな

らず海外に対してもそのP.R効果というのは絶対的であろう、こう思うわけでありまして、なるほど、そんな便利なことができるのならばぜひひととも自分たちの地域にも入れてほしいという全国の認識も高まる、こう思いますので、そういう観点から、市民生活の充実向上に向けて、この高度情報通信がどれだけ役立つのかというモデルとしてぜひとも前向きに御検討いただきたい、こう思つております。

そういう観点から今申し上げたわけですか。最後にちょっとと確認をしておきたいのは、私どもの地域ではこれをフルネット、フルネットと呼んでおつて、ちょっとと誤解があるのですね。実際にはこれは自治体ネットワーク整備事業でありますので、その辺を踏まえていただいて、ぜひとも前向きに、自治省等とも連携をとりながら、すばらしくいのモデルになるような整備ができますよう御協力をお願いしたいと思っております。

て実際の身近なものを行政の側から全部表へ出して流していくにないか。そういうところから始まりまして、この際ひとつトータルで見た形の長野県、長野市のネットワークづくりを将来のためにやりたい、こういうことになる。

それで、そこらを承りまして、郵政省の出先の、それぞれの具体的に地域がわかつて居る局の諸君がいるので、まずもつてそこからひとつ詰めた話をし合ってみていただけませんかといふことで、ろから出発していただいた経緯がございます。いろいろなお話を耳に入りますが、まとまって今こういうことになつてこうだというところまで来て

○小坂委員 今回のこの法案の趣旨にあります特別融資のもう一方、債務保証の部分でございますが、光ファイバーのネットワークの構築のためには、CATVの事業者が意欲を持つて取り組んでくれることが必要でありますし、それも飛躍的に投資を増大してもらわないとレースに勝てない。そんなことから、この普及率を上げるために、今

回、通信・放送機構の信用基金、これが現在五十八億五千万あると聞いておりますけれども、この信用基金を用いてCATV事業者が光ファイバーケーブルを整備する際の債務保証を行おうということになります。

今後それぞれの大蔵省との折衝、今年度は大体二つの枠が決まってまいりましたけれども、来年度以降、もうすぐあつという間に夏が来てしまいます。それに向けて、今後どういうふうにやっていきたいというお考え、もしありましたら今聞かせていただきたいのですが。

CATV事業者があるわけでして、この債務保証制度を利用して大規模な光ファイバー網の投資を行っていくためには、今ある五十八億五千万というのほかにも少ないという気がするのですが、これについてお考えをお聞きしたいと思います。○江川政府委員ある意味では御指摘のとおりでございますが、とりあえす平成七年度に関しましては、五十八・五億といいますのは、この六倍までは範囲になりますので約三百数十億までござります。CATVに関しましては、一応ことし、平成七年度はそれでいいかなと考えております。しかし、それで足りるというのでもございませんので、今後の債務保証にかかる需要動向をよく見きわめまして、財政当局とも十分相談しながら

適切に対処してまいりたいと考えております。

○小坂委員 これはちょっと言いにくいことかも知れませんけれども、その原資として、今開銀と民間から基金に対して投入をしているわけだけれども、何かほかにこういうこともできたらなとういうお考えがありますか。

○江川政府委員 税額がとにかくふえることが一番でございますが、とりあえずこの保証のためにありますのはほかの支援のためにも何かいいことがと云うことは、今ここではなかなかか即答できませんが、また予算要求時期までにいろいろ考えてまい

○小坂委員 もう少し、こういうこともやつてほしい、ああいうこともやりたいんだがなと、何か言つていただければ我々も議会の立場から支援をしていきたいと思っておるのでが、どうも遠慮がちで、大蔵省に気兼ねをしてでしようか、余り出てきませんね。

今後それぞの大蔵省との折衝、今年度は大体二つの枠が決まってまいりましたけれども、来年度以降、もうすぐあつという間に夏が来てしまいます。それに向けて、今後どういうふうにやっていくかたいといつお考え、もありましたら今聞かせきたい

○小坂委員 なんだいいところに来ましたね。私もそう思つておるのですよ。今回のNTTのC、いわゆる低利融資、既存の低利融資のこのスキームですけれども、超低利にするために、財投の特利で金利はその財投の四分の三ということです、それをもとにしてこれに利子補給をしていくこと、うということで、利子補給一・一四、したがって結果として三・六四から一・一四で一・五になる、こういうことがありますね。これはどちらかをいじくつていけば最後の一・五はもっと低くなるな、できればゼロになるな。

こういうことから考えますと、上をずっとたどつていきますと、郵政省所管の一般会計というのが上にあるのですね。これに枠がはまつておるわけですね。これがやはりいかぬのじゃないか。基金の原資、これは一般会計の枠というものを外してやらないと、どうしても需要と見合つていかない。需要はこれから飛躍的に伸びていくし、先ほど申し上げたように、今回のマラソン選手は、期待の星は民間事業者でありますから、民間事業者がラストスパートできるように、やはり栄養剤を用意しておかなければいけない。そういう意味からすると、このための国債を発行してもいいと思ひますし、いろいろな財源が考えられるはずであります。

この一般会計以外に原資を見つけることによって、この二・五をさらに二にあるいは一に、できればゼロにすることがこれからの大きな課題であらうと思つておりますので、その意味で、ぜひとも大蔵省とのこれから話し合いの中で、この必要性というものをもう一度よく認識してもらうようにして、そしてこれに対して前向きに回答が引き出せるようとともに努力をしていただきたい、この融資制度については、そう考えます。

また、債務保証についても、先ほどお話しされたように、五十八・五億といふのはいかにも少ない。これも大幅に増強していただきたい、そしてこれから飛躍的に拡大するであろう需要、事業量に対応できるようにぜひともお願ひをいたしたいと

存じます。

最後になつてまいりましたけれども、光ファイバー網を全国的に整備することによつて、これは一極集中は正にもつながる、こういうことがよく

言われます。

まず、これについてお考えをお聞きしたいと思います。

○江川政府委員 私たちも、まさに東京の一極集中は正につながるものだと考えております。それ

を具体的に申し上げますと、例えば情報通信機能の活用による産業立地の促進とか、在宅勤務によ

り地方における就業機会が確保されることであるとか、遠隔医療、遠隔教育のシステムの利用によつて医療、教育サービスが向上するとか、地域間の流通する情報量が飛躍的に増大することに

よつて情報に関する地域間格差が小さくなつてく

るなどなどというような結果、地方においても東

京圏にいるのと同様の最新で多様な情報あるいは

サービスを容易に安く入手できるようになつてく

人口や産業の地方分散のインセンティブにきてくるぞというふうに我々は考へているところでござります。

○小坂委員 そうですね。もう情報化時代でありまして、テレビを見て、あるいはいろいろなビデオも出回つておりますが、東京で起つたこと、

すぐに地方でも入手できるという感覚を最近は大

分持つておるわけありますが、これはやはりあ

くまでも一方通行なんですね。その一方通行がゆ

えに、都市でない、いわゆる過疎とまでは言いま

せんけれども、私ども地方におりますと、何とな

くもつと生の都会に触れない、そういう希望がど

うしても出てくる。これが若者をして、大学に行つた、その後そのままそこに残つて郷里へ戻つてこない。そして過疎化は進んでしまう。これを

見るのは聞くだけじゃない、見るだけじゃない、

そこには参加ができる。

そして、これは若者の話だけではなくて、高齢

者もそうですね。高度医療を受けたい、ところが

なかなか地方にいてはできない、不安もある。こ

ういうものを、高度情報通信網の整備することによつて、山村の中におつてもあるいは山奥で一

人で住んでおつても、この新しい、ニューメディアの活用によつて、私も具体的に一つの夢として

語つておるのは、こういうネットワークが完成す

るところになる一つの例として、山奥にお

じいちゃんが住んでおつた。朝起きて、テレビの

前に腕に巻くような血圧計みたいなものがあるか

じやないですか、全く心配なし、きょうも一日頑張りますよ、こう言ってもらう。これだけで元気

が出てきますね。

そして、今度は子供も、ちょっと風邪をひだか

ら、長い山道おりて学校へ行くのは大変だな、

きょうはそれじゃ自習にしようか。ところが、今

までは自習というと一人で一生懸命考えて、テキ

ストかなんか練らなければいけないわけですが、

これはマルチメディア自習でありまして、テレビ

の前へ行って自習のボタンを押すと、画面に先生

がぼんと出てくるわけですね。そして、興味をそ

そるような手法で、それじやお勉強を始めましょ

う、こう言つてやつてくれれば、これはいいぞ、

自然の中にいて都會と同じような教育水準また医

療水準が得られる、これならば何も出でいくこと

ないね。こうなつてくれるこことによつて、今の都

市一極集中といいますか、都市集中型の人口流动

をとめることができるのではないか。

そのためのアプリケーションの開発が期待をさ

れるわけであります。

最近、マルチメディアというとすぐ出てくるの

がビデオ・オン・ディマンドとか、こういうエン

ターティメント系が多いのですけれども、やは

りもつと最初に開発をすべきものは、高齢化対策

に資するようなアプリケーション、それから教育

面でのアプリケーション、こういったものが私は

必要じやないかな、こう思つております。この辺

については、多分郵政大臣は大変に御見識がある

と思うので、一言。

○大出國務大臣 小坂先生、つい最近ですが、例

のけいはんなでB-ISDNなどの実験をやつて

おりまして、これを収録しまして月曜日にテレビ

放映しているのですね。とうとうほとんど全部書

き取つてしまつたりしたのですけれども、非常に

意味があるのですね。

今お話しの学校、塾に行かないで、パソコンを

使つていますけれども、出題に対し答えを出し

ていくのですよ。そうすると、一時間ぐらいで解

答が出てくるのですよ、何点といつて。こうい

うふうにしなさい、ああいうふうにしなさいと先生

からお話を入つてしまして、そのお嬢さんが、ど

うしてこんな早く私がやつた結果が出てくるの

が出てきますね。

前にも巻くような血圧計みたいなものがあるか

らちよつと巻くと、スイッチがぱんと入つてテレ

ビの画面にお医者さんが出てきて、ああおじい

ちゃん、きょうは脈も血圧も正常、顔色もいい

じやないですか、全く心配なし、きょうも一日頑

張れますよ、こう言ってもらう。これだけで元氣

が出てきますね。

そして、今度は子供も、ちょっと風邪をひだか

ら、長い山道おりて学校へ行くのは大変だな、

きょうはそれじゃ自習にしようか。ところが、今

までは自習というと一人で一生懸命考えて、テキ

ストかなんか練らなければいけないわけですが、

これはマルチメディア自習でありまして、テレビ

の前へ行って自習のボタンを押すと、画面に先生

がぼんと出てくるわけですね。そして、興味をそ

そるような手法で、それじやお勉強を始めましょ

う、こう言つてやつてくれれば、これはいいぞ、

自然の中にいて都會と同じような教育水準また医

療水準が得られる、これならば何も出でいくこと

ないね。こうなつくれることによつて、今の都

市一極集中といいますか、都市集中型の人口流动

をとめることができると、今まで衝動買

いしていただのが、何と何をきうは買いましょ

う、と違うのですよ。朝何時というふうに品物が入つ

てくると、その情報が入つていてるというわけで

中にも七千五百の情報が入つてますよ。その中にスーパーが一つあるのですよ。精

華町という町です、精華町のスーパーが、今まで

どううになつてしまつてますね。それで、そ

のと、奥様がいつの間にかパソコンをたたく

だろうといつう質問をするぐらゐ、非常にうまく

いつてゐるのですよ。

それと、奥様がいつの間にかパソコンをたたくの

だらうといつう質問をするぐらゐ、非常にうまく

ふうにしなさい、ああいうふうにしなさいと先生

からお話を入つてしまして、そのお嬢さんが、ど

うしてこんな早く私がやつた結果が出てくるの

が出てきますね。

前にも巻くような血圧計みたいなものがあるか

らちよつと巻くと、スイッチがぱんと入つてテレ

ビの画面にお医者さんが出てきて、ああおじい

ちゃん、きょうは脈も血圧も正常、顔色もいい

じやないですか、全く心配なし、きょうも一日頑

張れますよ、こう言ってもらう。これだけで元氣

が出てきますね。

そして、今度は子供も、ちょっと風邪をひだか

ら、長い山道おりて学校へ行くのは大変だな、

きょうはそれじゃ自習にしようか。ところが、今

までは自習というと一人で一生懸命考えて、テキ

ストかなんか練らなければいけないわけですが、

これはマルチメディア自習でありまして、テレビ

の前へ行って自習のボタンを押すと、画面に先生

がぼんと出てくるわけですね。そして、興味をそ

そるような手法で、それじやお勉強を始めましょ

う、こう言つてやつてくれれば、これはいいぞ、

自然の中にいて都會と同じような教育水準また医

療水準が得られる、これならば何も出でいくこと

ないね。こうなつくれることによつて、今の都

市一極集中といいますか、都市集中型の人口流动

をとめることができると、今まで衝動買

いしていただのが、何と何をきうは買いましょ

う、と違うのですよ。朝何時といつうに品物が入つ

てくると、その情報が入つていてるというわけで

中にも七千五百の情報が入つてますね。これになれてきてしまつてますね。

だから、最初に機器を置いた場所がありまして、こ

れを今度は一ヵ所にまとめて、家族全部で落ちつ

いて使つていいこうというう。

ですから、アプリケーションという言葉がござ

いませんけれども、具体的にやつた結果としてたく

さんの問題が出てきていて、ビデオ・オン・ディ

マンドなんかもたくさん出でますけれども、要

らないものもあるし、これはまずいなというも

のあります。ありますけれども、実験の結果とし

て、私は、これを細かく分析していくと非常に有意義な結果が出てくるだろうと思っております。

いかぬし、いく性格のものだと私は思つています。

ちょうど今のお話のような遠隔医療診断みたいなのも、釜石などで既にCATVでやっておりましたけれども、これは何かちょっと高いのですね。三千円じゃ高過ぎるので、もつと安ければいいばしり入っちゃうと思うのですけれどもね。つまり心電図、血圧、血圧、脈拍が入ってくるわけですよ。すると、おれのはきょうは大丈夫だな、六十五歳以上の人を中心になつて入っているのですが、これは、きょうは大分頑張つても大丈夫そうだという、おっしゃるとおりのデータが入ってきてまして、既に現在やつておる

二十一世紀の霸者を目指してこの高度情報通信
議を披露していただきました。私も同感であります。
○小坂委員 大変に幅広い分野にわたっての御開
心をおいただきたいと思います。
の京都会議でも大きな問題が三つあります。そ
ういう意味でひとつせひお力をかしていただき
て、アプリケーションを含めて、この前 I.T.U.
の一番最後が、社会がどう受け入れるか、家庭が
どう受け入れるかというのが最終的な勝負といふ
ことになりますので、ぜひひとつまた御開
す。

「これに、釜石というのは鉄鋼所がなくなりましたから、市が入ってきまして、借り入れ三分の一、資本金三分の一だったものだから、三分の二は借り入れだから悪戦苦闘してきて、ようやくとんになって、市がかんができるこれがやれる、こういう状況なのですね。」

基盤整備というオリンピックに参加をして、マラソンと思ってスタートをしておりましたけれども、どうも短距離走で頑張らなきやいかねという感じでありますし、それもゴールは間近に迫つてきましたという段階になつてしまひました。この覇権となるためには、まず国内的にいえば、今の遠隔医療の問題については郵政省だけではだめであり

だから、山形県のある町なんというのはテレワークセンターをつくって、町長さんが、これ以上はもう人をほかに出さない、過疎にしないといふのでテレワークセンターをつくって、雪が降りますから、仕事を全部行政の側から流して、サテライトオフィスをつくつてもいい、そこへ出てきたりやつてくれ、出ていかないで町でやつてくれと

ます。もちろん厚生省、医師法の改正を初めとし、各法律の整備、また教育に関して文部省関係の法的整備が必要なわけですね。しかし、これもハードとソフトとの関係と同じように、ネットワーク、ハードが伸びれば今度はソフト面の開発、同時に法的な整備の必要性というものが出てくる。

いうのを始めているわけですよ、ことしから。また、大分みたい遠隔医療診断を早くからやつてあるところもありますし、たくさん出てきているわけですよ。

そういうことで、これから国内の国民生活の向上のためにも、また経済の発展のためにもまた世界の覇者となる、モデルとなるようつた国活動のためにも、ぜひとともともに頑張って、この

ですから、こちらでやはり御指摘のようには国民の皆さんに知つてもらわないと、それで、これが宣伝が効いて皆さんのが関心をもとと持つていってずっと進んでいくと、ある時点にいくと、これは国家的行事として、本当に事業として、大蔵省だへちまだ能書き言つちやいられないぞ、全部で金、必要なものはみんな持ってきてやらなきやしょうがないというところまで持つていかなければ

ゴー^ルをト^ップで切るより^はテラストスパートをかけたいと思います。
ともども頑張りたいと申上げま^ーす、私の質問を終えないと存じます。ありがとうございます。
ございました。

そういうようなすばらしい一つの時代が来るといふようなことでござりますけれども、その整備を何か最近は民がやるというようなことが当たり前のような議論になりまして、民だ民だということです、ミンミンゼミでもありませんけれども、そんなような話にこれはなっております。

初めは必ずしもそうではなくて、特に、御承知のようにアメリカではインフォメーションハイウェーと言っている。ハイウェーという名前をわざわざつけたということは、それはやはりケバメントが、政府がやっていくんだという決意が初めあつたというわけでござりますけれども、それが、向こうはいろいろな民間事業者がかなり元気のいい人が多いのですから、途中で方向変換をせざるを得なかつたというのが向こうの実情ではないかということでござります。

日本でもその辺のところ、本當かうそかわかりませんけれども、郵政省は公團方式をやりたがつておつたというような話を聞いたり何かするのです。いや、そんなことはない、本當は中立なんだということもあるようでござりますけれども、別に政府ですから一つの方向性をはっきり言われて結構なことなんで、そこら辺のところ、民になつてしまつたという、民でもいいのですけれども、その辺の経緯はどういうふうにフォローを今までされておつたのかと云うところを、大臣がもし御存じでしたら大臣から伺いたいということをございますが。

そういうようなすばらしい一つの時代が来るというふうなことでござりますけれども、その整備を何か最近は民がやるというようなことが当たり前のような議論になりますて、民だ民だということ、ミンミンゼミでもありませんけれども、そんなような話にこれはなつております。

初めは必ずしもそうではなくて、特に、御承知のようにアメリカではインフォメーションハイウエーと言っている。ハイウエーという名前をわざわざつけたということは、それはやはりカバメントが、政府がやっていくんだという決意が初めあつたというわけでござりますけれども、それが向こうはいろいろな民間事業者がかなり元気が、向こうはいろいろな民間事業者がかなり元気

のいい人が多いのですから、途中で方向転換をせざるを得なかつたというのが向こうの実情ではないかということでござります。

日本でもその辺のところ、本当かうそかわかりませんけれども、郵政省は公團方式をやりたがつておつたというような話を聞いたり何かするのです。いや、そんなことはない、本當は中立なんだということもあるようでござりますけれども、別に政府ですから一つの指向性をはつきり言われても結構なことなんで、そこら辺のところ、民になつてしまつたという、民でもいいのですけれど

今回のこの民になつてしまつた経緯で、これは私の考えで当たつておるかどうかよろわかりませんけれども、アメリカからすれば、民だ民だと言つておけば、日本の場合はそれほど民の競争政策がきちっと整備されておりませんから、アジアの場合は先にインフラを整備してしまつ危険性がある。鶏と卵論議がこれはしょっちゅう出てくるのですけれども、アプリケーションだとかコンテンツだといいますけれども、やはり何だかんだいつても先にインフラをつくつてしまえば——道路の例を言いますと、これほどまでの自動車社会が来るなんということは、ハイウェーをつくる初めには予想がつかなかつたわけです。

そんなことで、せっかくつくつたアメリカの産業のイニシアチブをアジアにひっくり返されぬた

の役割が何でというようなことは全く当時は整理がされていなかつたというのが、平成四年だったと思います。

その後、具体的には電気通信審議会に諮問いたしまして、一年数カ月御議論をいたきました。あわせまして、日本の全国の方々から一回にわたりまして個別インタビューをするというよくな形で御意見をいたぐく等々をやつてしまひました。そういった中で、民間主体でこれは進めていくこう、しかしながら政府の役割はあるというようなこととで、財政的な支援あるいは税制的な支援という形で取り組むことになつた、今回のこの法律もそうちつた中から出てきたものでございます。

めにも民だ民だというような方策をとつたのです
ないかというふうに私はいささか思つております

いうようなことから、いうところの民営株式会社になつたという現実がございます。

んですかね。ここは大臣の哲学をちょいとお伺いしたいと思います。

に向かっては、社会資本といつたら道路へくる橋つくるのいやなくて、情報ハイウェーをつくらへども、いつまでも、そしやくはまほ未だ

いて、やはりやるとこはちゃんとガバメントでやつていいんだということを言つていただいた方

がよかつたのではないか、ないしはかなり言つておられたのだけれども途中でつぶされたのかようわかりませんけれども、というような気がしますが、もう一回補足していただけますか、その辺の

○五十嵐政府委員 まずアメリカとの関係について、物の本でありますとかいわゆるマスコミにい

の限度で承知をいたしております。

いうものが出来た。その前後にアメリカに行つて定期的な政策協議をやりましたり、その後アメリカ

まいりましたが、日本の政策についてアメリカからネットワークインフラの構築についてどうこういふことは、私は、全く何ひとつござりません。

いうふうに承知をいたしております。アメリカの国がどういう戦略を持ったかどうかということ自体、三ヶ月見ても二年見ても

と、そういうことは一切なかつたというふうに承知をいたしております。

そういうふうに考えるかどうかであります。そもそも白紙で私どもは一年数カ月全国的な議論をいたしました。こうして、こういったふうに思つております。

の大きな背景として一つあるというふうに私が思つておりますのは、一九八五年、昭和六十年に日本の国は、つから電気通言の自由化と國のま

た。その自由化の大きな柱として、電気通信設備をもつて電気通信サービスをするということの自由化を図ったわけであります。そいついた意味で、NTT自身もそのときの自由化の具体的な政策を受けまして、より自由度を持っていただくと

になつたと、いう現実がござります。
そういう中であつて、電気通信設備をすべて
公的なもの、国でありますとか公団でありますとか
かという格好で実施していくことになりますと、
私は、ある意味でいいますとやはり政策的にはかなり
大きくなつて、その限りにおいて國が積極的に支援する
ということではありますから、民間が主体になつて、そ
の限りにおいて國が積極的に支援する
というスキームがいいのではないかというふうに
考へておるところです。
○河村(たか委員) 一つは、白紙で臨んだといふこと
とでござりますけれども、こういうならわしになつておるかどうかわからませんけれども、まあ別に政府ですから、政府のポリシーを出されてい
るので、常に白紙で審議会の審議によるといふことはかえって不明確でございまして、審議会は公開されおりませんし、ですから、それよりもやはり自分の意見というのをどんどん出された方がいいのじゃないかと思ひます。
それと、確かに民営化、NTTさんの問題が
ちょうど重なつておりましたので難しいかもわから
りませんが、インフラはある程度、例えば道路で
も、道路は税金でつくるけれども、上を走るのは、
これは、事業者は自由化するわけでございまし
て、それと同じような、この間の電電公社の民営化
の問題があるから、これも民だというのは必ずしもリンクはしないのではないかというふうには
僕は思つております。
ところでもう一つ、基本的なところですが、こ
れは大臣にぜひお伺いしたいのですけれども、今
言った話と関連しますけれども、先ほど小沢さん
からの質問にちょっとありましたけれども、道
路はやはり税金でつくるのですよね。これは当然だ
という感覚に、道路を税金以外でつくると
いう議論はまずなかなかないのですけれども。
では今度は、これについては民でつくるのは當
たり前というのですか、そういうようなコンセンサス
になつてしまつたけれども、その辺はどうな

○大出国務大臣 私は出身の一人でございまして、実は電電公社時代ですね。昔 A形、H形クロスバーというふうに交換機は移るんですけど、それとともに、H形交換をやっていたこともあるわけですが、

に向かっては、社会資本といつたら道路つくる
橋つくるのじやなくて、情報ハイウェーをつくる
うじやないかという言い方、それが私は意味
あつて、前に進んできた。ちょうど十ドルの金をま
アメリカ国民が使うとすると、そのうちの一ドリ
以上は通信関係に使つた金だと言われるところ
で来ているわけですからね、アメリカの場合は、
ですから、そういう基本的な考え方を持つていい
すけれども、始めたこの制度ですから、この制度
に乗つてどうこれを最大限効率的に生かし得るか

大木さん、笑っていますけれども、相棒です。よ
反対の。そうしたら、全電通労働組合が反対だと
言っていたのが途中からぼんとひっくり返って

とにありまして、我々事務的にその意図のもとにいろいろ動いたところでございますが、この電気通信審議会の答申の中でも、先ほど来五十嵐局長

が東京へ来たらそこに行つて会つてきたなどと云ふことせぬので、當時、真藤國賊論という本が出来まして、それを予算委員会で私が真っ正面から

それはもう繰り返しませんが、光アライハームについて、民の、民という言葉は余りよくなのかかもしれません、「民間企業の活力による社

だに。
ただ、これは、大臣というのはある意味ではフ

「民間企業による整備の円滑な進展が可能となる環境を政策的に整備するとともに、消費者の利権を確保する立場から、」いろいろな施策を講じる。

だから、アメリカのスーパーハイエーなるものが、ちょうどクリントン、選挙のときの公約だった。二月二日、三月二日

やるべきですか。講論としては当然に、
じや道路との比較はどうなんだろうかというの
当然出来まいりました。私も審議会に参加させ
てございました。どうも、お役立つこと毫

すればちょうど一千億近い金でしょ。けれども
方々の分散したのを見ると、国が、連邦政府が全
を出すなどということは希有なことですよ。しか
まことに、これがどうかは、まだ未だに

道路の部分では、情報通信基盤の整備という

は、道路など従来のハード型の社会資本整備とは異なって、用地買収費用や建設コスト、在庫コスト、人件費等が比較にならないほど少なく、投資効率が極めて高い、こういうとらえ方をしたわけですが、まさにそれが民間企業の効率を発揮する、民間企業による整備ということにつながってくるわけでございますが、そういう電気通信割として何をやるかという部分に立ちまして、今回のような支援措置というものをやるというふうに道路との関係では整理したところでござります。

○河村(た)委員 アメリカの場合は、多分、ゴアさんは産業政策も言いましたけれども、それによつて国民にどういう利便があるんだということが非常に強調しまして、そちらの意見が非常に強いかという意味が非常に強かつたんではないかといふふうに思つております。日本の場合も、小坂さんが先ほど言われましたように、どういうふうに使われるかという話もありますけれども、どうもまだ社会的には何か産業政策的なところの強調が多いといふのか、そういうふうでいきますと、やっぱりNTTがだんだんもうけに従つてやっていけばいいんだというふうになつてしまつておるというところがちょっと寂しいところなのではないかな、そんなふうに思つております。ところで、大臣も言われましたように、結局こうなりましたものですから、これはこれで頑張らなければいかぬということだと思います。実際のところはNTTさんがやられるということだろうと思います。CATVの話もありましたけれども、やはりそれも課題ということだろうと思ひます。

いたいと思 います。

○林参考人 お答え申し上げます。

○林参考人　お答え申し上げます。
平成六年度の設備投資につきましては、まだ実施先が締まっておりませんけれども、おおよそ一兆八千四百億というふうに想定いたしておりました。また、平成七年度につきましては、現在郵政省へ認可申請中でございます事業計画の中では、災害等の関係もございましたので、一兆九千三百億という数字を計上して今申請しているところでございます。

○河村(た)委員　ところで、NTTさんの今銀行から、今度一・五%ですか、低利融資になつたわけでござりますけれども、今お借りになつておられるお金が平均でどのくらいの金利で借りておられるのかということもちょっとお伺いしたいと思ひます。

○林参考人　現在私どもで持つております有利子負債の平成五年度末における平均の金利は、およそ五・四%でございます。

○河村(た)委員　金利が下がつてきましたものですから、三%ぐらいの差ですか、二・五からしますと。ということで、率からするとかなりの率になりますけれども、金利が下がりましたのですから。これはこれで大きいというのかどうなのかどうか。ということになると思ひますけれども、こういうことになると思ひます。もう一ついいますと、今まで設備投資が二兆ですね、大体。二兆それから今一度のスケームは三百億ですか、全部いつたといなしましても、それで果たして全国に、それは先といたしましても、張りめぐらすのは、NTTにてつて大きいインセンティブに、よしやるうど、そんな大変大事なことだから、私のところが先に光ケーブルを加入者のところへやるうじやないかねというインセンティブに本当になるんですかね。これは。どんなものでしようか。

○林参考人　私どもこれからいわゆる高度情報化の潮流に対応しまして、私どもいたしましてやる手だけはやつてまいりたいということを考えておりますとして、技術の開発状況も勘案いたしま

問題は、これから実際に出てくるいわゆる高度情報の時代のマルチメディア的な需要に対しまして対応するということになりますと、いわゆる加入者系の光ファイバー網の整備ということが出てくるわけでございまして、これにつきまして現在着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

需要との関係につきましては、どうしても私どものそういう光ファイバー網の整備というのは先行投資という意味合いになつてしまりますので、私どもとしては、その際に発生する金利負担というものはやはり事業上大きな問題でございまします。そういう意味で、今回低利融資という制度が開かれるといったましたならば、私ども事業者といたしましても、こういった立ち上がりの時期にスムーズな私どもの展開ができるという意味で非常にありがたく、私どもとしても大いに期待いたしているところでございます。

○河村(た)委員 こういう場では、余り本音を言つてくれなんてことを言つていいのかどうかよくわからぬので、悩むところでございますけれども、そういうありがたいというお気持ちもわからぬでもないですから、具体的に言いますと、N T Tの場合には以前提出されました計画によると、二〇一五年でございましたか、大体加入者系の整備が終わるという。最近の答申なんかによりますと、大体二〇一〇年ですか、全部。といふことは、五年一応タイムラグがあるということですけれども、こういうのをぐつと詰めて、何遍も言いますけれども、アブリケーションがないといふ、ないわけじゃないですけれども、状況といふのは、やっぱりある程度のところまで金もうかりませんからね、これは、正直いります。だから、もうからぬのにやらなければならぬと

NTTさんが、これは本当に、わざか一兆の中の全部いつたとしても一・五%，本当にこれはインセンティブになるかどうか。どうも人に聞きますと、かえってひもがついてしまったもんやりにくくなつてまつたじやないかという話も聞くんですが、この辺、本音はどうですか、これは。

○林参考人 先ほども申し上げましたように、私どもとしてはやはり現在の電話中心の社会からいわゆる高度情報化、つまり音声もデータ交換もある今は画像も映像も自由に通信の流れに乗つていくといったような状況になつていくだろうといふうに私どもも考えておりまして、そういつた中でいわゆるデジタル化の私どものネットワークの整備というものを進めているわけでござります。

先ほど先生から御指摘ございましたように、私ども昨年の春にそいつた先行きの想定をいたしましたして、二〇一五年までにおよそ四十五兆の設備投資が必要だろ、こういうふうに申し上げました。これは単純に年割りにいたしますとおよそ年額二兆円ということございまして、先ほども先生御指摘いたしましたとおり、およそ現在の投資額の水準を維持していくべきで、中でできるというふうに私どもとしては想定いたしているところでございます。

先生の御質問に対しましては、先ほども申し上げましたとおり、いすれそいつた需要のサイドでマルチメディアの動きというのが出てくるものと考えておりますが、現段階でいえばいささかタイミングがあるということは御指摘のとおりだと思いますので、そいつた中で計画的に、特に加入者系について先行整備を進めていくことが、こういった道が開けることによりまして私どもとして誘因になるということ是非常にありがたいことだと思っております。

○河村(た)委員 なかなか本音といいますか、僕はかなり、この程度と言つては怒られますけれども、今の状況の中では大変郵政省さんが努力され

まして非常に大きい重要な突破口を切り開かれたた
と思ひますけれども、なかなか苦しいのではない
かなという気が、社会変革といいますか、きのう

も名古屋言葉で大分力みましたけれども、単なる
産業政策ばかりじやなくて、多様な社会をつくつ
ていくというのですかね、社会のフレームワーク
そのものをつくつていこうという非常に重要な問
題を、やはり民の営業、営業というか、金がもう
かるかもうからないかといつところにかかわらざ
るを得ない、そういう論理の中でこういう低利融
資が、二兆円の中の全部いっても三百億というの
は、実際の話はかなり苦しいのじやないかなとい
う気がしております。

それで、僕はそう思つておるのですけれども、
しかしそれを何とか、新聞によりますと夜遅くま
で、予算の最終日まで無利子をかち取ろうという
ことで努力されました郵政省としては、その意義
はどんなものと思われておるでしょうか。

○江川政府委員 先生におしかりを受けるのを覺
悟で私たちの本件に対する思いを申し上げさせて
いただきますと、今度三百億円のこの融資制度が
できたということは、私は、ニール・アーム
ストロングが月に到達したときに、人間としては
小さな一步だけれども、人類としては大きいと
言つたあの言葉と匹敵するのじやないかなと思ふ
くらいに実は感激しているところでござります。
何しろ情報通信基盤整備に国の金は今まで入らな
かったわけです。そういう制度がなかつたところ
に新しく今度できました。二兆円の投資が一方で行わ
れている中で三百億というのは、その額からい
けば本当に小さいかもしれません、なかつたところ
に制度が立てられたところが非常に大き
いと考えております。

そのことは何を意味するかといいますと、日本
国が情報通信整備というものに対しきちつと認
識し、光を当て、その整備に乗り出していくぞ
ということ内外に鮮明にしたということが一つ
と、それによって生きる企業あるいは人たちが、
明らかにはつきりと目標を見ることができたとい

うことが一番大きいのじやないかと思います。

あとは、我々としてはこの額をもつてよしとし
ているわけではございませんし、先ほどの御質問

にもございましたが、もつと改善すべきところが
あるということは私たちも承知しております。そ

こで、そういうものの改善と額の増額ということ
は十分これから努力してまいりたい、そう思つて

おりますが、ことしのこの制度の創設につきまし
ては、私たちとしてはそのように非常に、ちよつ
と氣分が高揚した気持ちで申しあげないのかもし
れませんが、そのぐらいの意識を持ってこの仕事
をやつてはいる、評価している、評価と言つては言
い過ぎかもしれないが、考へてはいるところでござ
ります。

○河村(た)委員 さすが江川さんの御発言で、本
当に月に一步をしたというのは非常にいい
じゃないですか、なかなか。これは何でしたか、
小さな一步だけれども、人類にとっては巨大な一
歩であるというあの一步、月の写真を見せて。や
はりそれは今までのことだったかな、今までの何
年の積み重ねを思ひますと、そういうふうに思
ました。

これは大事なんですけれども、今度の例の高度
情報通信社会の推進本部の中にいろいろ出てきま
すけれども、二百兆国債残高があるよ、これをま
た書かされてしまつたわけですね。私はあれを
見ると本当にいつも寂しくなりまして、これは新
進党の基本の方針と合つているかどうかは知りま
せんよ。知りませんけれども、赤字国債、建設国
債も含めて全部一緒にすればね。というの
は、インフレを起こさねば国債というのは必ずし
も借金というものではなくて、それは昔はそれで
せんよ。新しく今度できました。二兆円の投資が
行われて、これが三百億というのもおかしいのです
が、あれは国民から借りておる部分ですから、常
に借りる、返さぬという問題ではちょっと違う。
一時預かつてそれを有効に使つてまたふやしてい
い

くと、そういうシステムのものだ、これは財
政学上の論点ですけれどもね、と私は思つておる
わけですよ。

何か常に、私が、党の中でもそうですけれど
も、何か新しいことをやるとすぐこの二百兆の話
が出てきて、借金がある、借金があるということ
で、大蔵省さん帰つてしまつたのでいかぬですけ
れども、これは大蔵省にとっては一種の美学だろ
うと思ひますけれどもね。それじゃ何にも金を借
金せずに国をつくるのかと。借金というかどう
か、一時預からせてもらって、それでもうとはぐ
くんでいく、そういう國の方がいいのじやないか
といつのが私の立場なわけです。

そんなことから、これは大いに理論構成してい
ただいて、これは郵政省さんにそんなこと言つて
大蔵省とけんかしろと言つてもしようがないもの
ですから、ぜひ政治レベルでは、これは私は本當
は新進党にも言いたいのです。この三年間でたし
か国民の金融資産は百兆円ぐらゐふえておると思
います。だから、借金らしいものもある程度ふえ
ておるけれども、資産もどんとふえておるわけ
で、恐れることははないのだ、やらなければいかぬ
ことは本当にがちっと組んできちつとやつていく
といつ方がはるかに運用はうまくいくので、そこ
で、辺はぜひ大臣、政治家としてどういうふうに思
われておるのかということをちょっとお伺いした
いと思うのです。

○大出國務大臣 これは、郵政によります私から
といつことになりますと面倒な話になると思うの
であります。予算委員会に私はへらばうに長く
おりまして、衆議院初めて当選十一回ですから三
十二年ですけれども、その間はほとんど予算にいた
うなつてこのぐらい、二百兆やそらの借金が返せ
ない、そんなことは金輪際ないというのが私の信
念ですからね、それはつまり、ただし、何をや
るか、どう返すかということになるというのです
ね、この問題。

ただ、もう一つだけ言えることは、借金をいつ
ぱいしたという形になると、政策的に、予算を使
う上で硬直化するといつことは事実ですか
ね、このところは考えて進めなきやならぬとい
うことになると思いますが。

○河村(た)委員 なかなか力んでいただきまし
たけれども、さらに、借金だという表現が間違いました
て、質問のできないところに持つていつて、後
やめて九州かに持つていつたり、うまいことをし
ましたがね。

ということですよ。これは国民に返すのですから、見れば債権なんですよね、国債というのは。だから、ここのこととはつきり、今度産業がかなり日本もまあまあストレーピッチになってしまますけれども、ここでぐっと盛り起こすために、ここはぜひ郵政大臣も含め、郵政省の皆さんも、この光ケーブルインフラをつくるような状況は、国債どうのこうのと言われたら、こんなものは、カットすると、二百兆円、冗談じゃないよと。二百兆自体だって債権じゃないかということです。二百兆を返せばいい。国債を自分が持つていれば金をもらえるのですから、国がうまく成長したら。借金じゃないですよ、これは全然。だから、そこらの理論構成をつかりしていただいて、やはりかなり強い一步を、先ほど言いました、月にしるす一步をしたのですから、もうなるべく早い状況でこのネットワークができるよう、強い理論構成をぜひ大臣にお願いしたいといふことでございます。

えであります。したがつて、現在の料金体系の中
で考えておりますような比較的画一的なメニュー
というものがだんだん合わなくなつてくるといふ
ような問題意識は、私どもも持っております。そ
ういった意味で、これからも郵政省の御指導をい
ただきながら、いろいろな形での、お客様にとつ
て使いやすい、選択肢の多い料金体系というものを
これから考えていきたいというふうに考えていい
る次第でございます。

○河村(た)委員 今言つたのは一般論ではなく
て、これは政府の方にお伺いしますけれども、で
すから、今回は巨大な一步ということでござい
ますので、では二歩目は、まあ何かもうちょっと
進んだ方向、NTTさんばかりじゃなくてもいい
のですが、第一種事業者、CATVがやつた場合
に、それはそれで、電話料金、今ちょうどやりに
くいところですけれども、そういうようなものに
ある程度オンとしてもそういうものをやっていく、
そういう制度はどうですか。

○五十嵐政府委員 電話料金を考える場合、公益
事業としてどう考えるかという意味の御提案とい
うふうに受けとめさせていただきたいと思います
が、公益事業であるというその料金というのは、
基本的には、利用者が実際にサービスを受けるそ
のコストをみずから負担するというのが基本にな
つていて、それがふうに考えております。それ以
外は、今あります、私どもの関係する電気通信事
業、その電気通信事業法の中でもそういう考え方
で構成されているというふうに考えております。
ただ、先生御指摘のように、今かかるコスト、
その負担ということで料金ができ上がりつて、
いくといったましても、例外はやはりあるとい
ふうに考えております。私ども、そういう公共料金
金論から、例外として一般的に消費者の皆さん
のについてあるというのが一般的ではないかとい
うふうに思つております。したがいまして、現在の

サービスの費用を貯えるという水準で設定され
ているというのが現状でございます。
今回、二月の初めから基本料金を初めとする料
金の値上げをさせていただきました。そのときに
も消費者の皆さんから幾つかの声が上がっており
ます。そついたときを考えましても、当面電話
のみしか利用しない方も含めまして、今の料金に
オンをした格好で広く次の世代に使うネットワー
クのために投資のお金を集めていくということにつ
いては、これは慎重な検討が必要ではないかと
いうふうに考えております。
そういう意味からも、特に、日本の国として
ネットワークを構築していく際にそれだけでは進
みませんので、今回のよろな超低利融資、あるいは
はふるさと財團を使っての無利子融資、さらには
税制というよろな、国の支援策もあわせて行う中
でネットワークを構築していく必要があるものと
いうふうに考えているところでございます。
○河村(た)委員 それではちょっと目先を変えま
して、この間の推進本部のことについてでございま
すけれども、まず、平成六年、去年の答申とは
とんど同じじゃないかという話もあるのですけれど
ども、この点はいかがなものでございましょう
か。

信社会推進本部を決めたいきさつでございまして、二十一日の基本方針というのと、そういう筋道でつくったわけでございますから、これは非常に大きな意義がある、こう思っております。

○河村(た)委員 大臣、副本部長をやっておられますので、じや、そういう非常に意義のある会議に、こんなこと生意気で申しわけない、後で怒られるかわからませんけれども、何回ぐらい御出席されて議論をされたか、有識者会議というのをやつておるのは私は伺っておりますけれども、やはり政治家として、政治レベルとして、どのぐらいい参加されてやられたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○大出國務大臣 公式にはたしか三回だと思いますけれども、有識者の皆さんだけでその間に六回ぐらいやつておりますね。その間いろいろなことがございまして、内政審議室の皆さんだったり、今やめましたが、石原副長官だったり、いろいろな方々と、この政府が進めようということになつてきましたが、内政審議室の方や方針その他をめぐりまして、いろいろな議論を表に出ない形でやつてきたこともございまして、これからどう進めていくかということが頭にありましたから、そういうふうなことに参加してまいりました。

○河村(た)委員 私、二回だと聞いておるのですがけれども、まあ三回でも一回でも結構でございます。

私が言いたいのは、多分僕らが将来そういうようなしかないるべき地位にもしついたとして、そうなつてもやはり、政治の方はしょっちゅう忙しいこともありますけれども、何かわけのわからぬうちに過ぎてしまつて、実際の脳みその部分はほとんど官僚の方がやられる。一面観音みたいなもので、脳みそは一個しかない、顔だけようがあつていろいろなことを言つておるだけだというふうにどうもなりがちだというのと、残念ながら本音を言えばということになると思うのですよね、これは。

も、僕は何遍も言っておりますけれども、やはりこの問題というのは、どういう社会をつくっていかかということに関連しますとどうらけない重要な問題だというふうに思っております。そういう中でたたき台というのですか、例の推進本部の意見ですね、ああいうのというのはどなたがつくられたのですか。

○山口(憲)政府委員 推進本部の関係いろいろお話をございますので、まとめてお話しさせていただきますが、推進本部につきまして、確かに九回有識者会議を含めてございまして、三回大臣御出席になつております。私は、もうもちろんでございますが、ずっと出席をさせていただきまして、その都度大臣にもいろいろ御報告をし、先ほどからお聞きいただいておりますように、大臣御意見のある大臣でございますから、いろいろ御指示もちょうだいをいたしまして対応させていただいているというふうなことでございます。

それで、今私どもの作業は、何といいましてもこの推進本部の作業というのは、基本方針をつくり上げるということが最大の仕事であつたというふうに考えておりまして、そういうふたつの意味では、ただいま有識者の皆さんからの御意見とか各大臣の御意見とかいうふうなものを踏まえまして、もちろん最初の原案というのとは事務的につくらせていただいております。

それを各省庁に投げまして、各省庁に照会をいたしまして、各省庁ではそれぞれ省内で御議論をされまして、そしてそついたものについて意見をつけて返してこられる。それをまた、意見のなかなか一致しない部分というのはございますから、そういうものの調整をいたしまして、また再度投げるというふうなことの繰り返し、そういうふうなことによって練り上げていったというところでございます。練り上げていったという表現は、私は非常にいい今回の基本方針だったというふうに思っております。

これは評価ということになりますいろいろあ

るうかと思ひますが、中を見ていただきますと各省の、各行政分野のアブリケーションにつきまして非常に具体的にそこに書かれているといふことでござりますし、それからさらにそいつた具体的に書かれているものを確実に実施していくこということで各省庁で指針をつくる、あるいはそれをまた推進本部の中を見ていただいて御意見をいただき、そして必要な措置をとるというふうなフォローの体制もできているというふうなことでございまして、今回のこのプロセスを通じまして、各省と申しますが、これはもう全省庁に及ぶという作業でございますので、そいつた中でかなり情報化の問題につきまして前進があつたのではないかかというふうに考えている次第でござります。

○河村(た)委員 それはもう郵政省さん努力されているということはよくわかつております。だけれども、これは当然のことながら省庁の壁もありますし、大蔵省の二百兆の赤字国債性悪説もありますので、そこで非常に苦労はある。有識の方と言われましてもその場で集められたことでございますし、本来ならばやはりかなり独立のシンクタンクを持っていないと、これはできぬことなのですよね。だから結果的に、日本的にはお役所が、霞が関が中心となつて大体いろいろなものを組んでいけばいいと考えておられるのか。これはちょっと話が一般論になりますけれども、政治家としてやはり独立系の、霞が関は霞が関、国会の方は国会できちっと持つて、それから独立の財源も持たなければいかぬです。ここでいわゆる非営利組織論といふのか、NPOみたいなものが必要だということになるのですけれども、そういうようなことで、ある程度やはり霞が関と頭脳を二つにしてやっていく方向がいいのか、その辺は大臣どうですか。

私が、昔の癖でしような、長講一席、演説をぶつかったのですよ。

行つたら、雇用と成長というテーマの中心にスーパー・ハイウエイ、G.I.I構想、アメリカ国内N.I.I、この構想が正面から出てくるよ、これはは。そのときに、どういうメッセージを日本は用意して行くんだ、細川君のときにぶち割れている日米関係じやないか、これはつかまえてこうだということを今の村山内閣がやらなければどこでアメリカとの関係をつなぐのだということで、二人行くのだからと、河野さんと総理と名指しで実はちょっと一席ぶちました。

それで、帰つてきていきなりまた閣議で同じことを、今回ナポリ、サミットで情報スーパー・ハイウェー、G.I.I問題、文書で決まつたけれども、この文書は一体だれが出してきたのだ、総理は倒れて出ていないので、河野さん、あなたが出ていたのだけれども、日本が何か言つたのか、アメリカからずぱり出でたのか答えてくれと言つた。そしたら、実はアメリカ側からズぱり出でてきた、こういうことなんですね。そうすると、これはまたに受けて立たなければ対応し切れなくなるよ、やがて。この間のブリュッセルの会議の後はまたサミットですからね、サミットでまた向こうから出てくるのですからね。

だから、そういうつなぎ方をして、その過程で、前内閣のときには、内閣につくろうという構想はあつたが、立ち消えになつてゐるのだがどうするかといふ問題になつて、私はつくるべきだという持論です、当時からずっと。やはり総理が本部長になつて、責任者になつて、閣僚全部入れて、力のある方は、民間の方はみんな呼んできてるべで、意見を述べてもらつてという形で、そしてつくるべきである。

そうしなければ、五月の答申の意味がなくなるじゃないか。百二十三兆円の需要を新しく創出するといつたら、トヨタ自動車だって年間の売り上げが七兆ぐらいじやないか、NTT、六兆いかないじやないか。こういう企業を十つくつてみ

いつたて八十兆足らずじやないか。百二十三兆と六つくらいなければ百二十三兆いきやしないよ。それをやるというのだったら、国がその気にならなければそれがやれるのだという持論ですから、二百四十三万の雇用創出といったって、そうでなければそんなに簡単にできやせぬよ。それならば、全部がその気にならなければできないのだから、びしつと中央で決めて進めろよという話にというの私が私の考えだったのですけれども、間違つてないと思つていますけれどもね。

○河村(た)委員 時間が来ましたので、僕の意見だけ最後ちよつとばつぱと言つておきますけれども、まあそういうことなんですが、これはちよつと今回の問題と外れますけれども、要するに脳みそをせひ別にもう一個つくる方向に行くのか、霞が関でいいと考えるのか。脳みそをつくる場合は、シンクタンクの話は彼らでも出しましてかれども、やはり財源が、大蔵省から来た財源をもらつておるようなことでは、これは同じことしか出ませんものですから、そういう国づくりをやるのかといふこと。本當ならそういうところへも向かつていきたいな。

それから、今回行政の情報化の話も出ていますけれども、これはもう何遍も出て、嫌になつてしまつたぐらいですけれども、ここに公開の項目が、これはたまたま何か抜けておるのでよれ、情報公開の話が。ですから、これは何か意図的に抜かしたのか、情報公開を抜いた行政の情報化ということになりますと、何か首切りの話だけ残つてしまふということになりますと、何かせわしい話なら、早く終わらなあかんぞ。それで、キーボードで時間がかかる場合はほかにフロッピーにとつても、パソコン通信なんかりますと、日本の料金はやはり定額制になつておりますが、料金のことで、それで入れるという話で、何かせわしい話になるのですよね。ですから、早いところ、こちら

辺、ぜひ料金体系を、こういう意味でパソコン通信なんかどんどん一日じゅうオンにできてるような、そんな方向を早く見つけていっていただきたいな、そんなふうに思います。

以上で終わります。どうもありがとうございます。

○自見委員長 午後一時四十分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

午後一時四十分開議

○自見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○矢島委員 法案の質問に入る前に、郵政省の基本的な問題で一つだけお聞きしたいと思います。

それは、今大きな問題になつております東京協和信用組合と安全信用組合の問題で、大蔵省の幹部が東京協和の高橋前理事長の接待攻勢を受けた、これが大きな問題になつて、大蔵省は処分を発表いたしました。ところが、私、三月十三日付の読売の夕刊その他、三月十五日の産経新聞等に、「高橋前理事長、他省幹部も接待」こういう見出しが、「前理事長の接待攻勢は、同じ料亭を利用する関係者にも知れ渡るほど頻繁で、通産や郵政など、他省の中堅幹部の接待の場面でくわした会社幹部もいた。」こう出ております。郵政省の名前が具体的にここに挙がっているわけですが、同時に、これも新聞報道ですが、松野事務次官が先週の段階で、念のため事情を調べてみろと命じた、問題はないという報告を受けたと語っているわけです。新聞報道では目撃者もいるとかいろいろ書いてありますが、調査して問題ないとお答えいただきたいと思います。

○大出國務大臣 私が聞いた限りで言えば、接待

云々ということも含めまして、まだ一体どういうことになつているのかさっぱり私にわからぬというのが実情でございます。以下のところ全くした。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通信行政、無関係でないというのは、一九八七年に日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつておりますが、この間、予算委員会やそのほかであるいは証人喚問等で明らかになつたことから考えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の十分ある人物だ、こういうふうに思います。

この事件を契機に、公務員特に高級官僚の振る舞いというものが国民から大きな不信を持たれている。そういう疑惑を持たれた場合にはきちんと事実を調査して公表すべきだと私は思うのです。大蔵省も最初は、度を超えたつき合いはないという発表をいたしました。ところが、証人喚問などで次々と明らかになつていく、最終的には処分ということになつたわけです。こういう経過自身が、初めはないと言ひながら実際にはそういうことがあらわれてくるということが国民の不信感を広げていることになるわけです。

その後の新聞によれば、さらに高橋前理事長と非常に関係の深い方の名前も出てきておりますが、そういう関係者との間で郵政省は絶対そういうことはないと言えるのかどうか、また、きちんと今後その事実関係を調査して明らかにしていただきたいと思います。

○大出國務大臣 今のところは先ほど申し上げましたようによくわかりませんので、もうしばらく時間をいただこうと思いますが、いずれにしてくださいとと思います。

○矢島委員 ゼビキchinとした調査をしていただくようお願いして、法案の方に入ります。

法案に関連した来年度予算からの支出についてお伺いしたいと思います。

いわゆるNTT-C融資、これを来年度は三百億円、二・五%下限という超低利で融資することになりますが、この資料を見ますと、両項目ともに「今後の計画」については「資料なし」、こうしているんであります。

そこで、NTTやNCCそしてCATVで来年度の加入者系光ファイバー化であるということ。

○江川政府委員 来年度の投資計画は合計で約千百億円ぐらいになると把握しております。

それから、三百億円の融資はその全体の何割までやるのか、融資するのかというのですが、場所、地域によって異なるという事情がございまして、平均しますと三割弱ぐらいかなというふうに踏んでおります。

それから、三百億はそれどれどうふうに配分されるのかにつきましては、第一種電気通信事業者及びCATV事業者の申請を受けて郵政大臣が認定を行つた事業計画について実施されていくます。そのところがまだ具体的でございませんので、CATVに幾ら、何とかに幾らというようなことをここで申し上げることはできません。

それから、それは来年度以降、平成八年度以降どのくらいそれぞれの投資計画が拡大されていきそうか、最大どれくらいまでいくのだろうかという最後の点でございますが、これは二〇〇〇年までを予定しているところでございますが、来年は四百数十億ぐらいになり、最終的には八百億を超えるところまで高まつていいだろう、そう推計しているところでございます。

○矢島委員 私の質問の中の一つ、投資額につきまして千百億円程度というお答えがありました。

それから、大体三割弱に当たるといふその割合も

になつてゐるわけですが、この融資対象というのに入れるかと申しますが、これは加入者系幹線の光ファイバー化であるといふこと。

そこで、NTTやNCCそしてCATVで来年度の加入者系光ファイバー化であるといふこと。

○江川政府委員 そののは設備投資額の何割まで融資対象になるのかということ、それから、三百億円はどのよう

に配分されるのかということ、さらに、来年度以降それぞれの光ファイバー化のための投資計画は

どうなつてゐるのか、また、その結果融資額といふのはどのくらいまで膨れ上がるかというよう

に予想されているのか、具体的に教えていただきたい

と思ひます。

○江川政府委員 決まっていない事情と申しますのは、法律が上がりりますと、まず郵政大臣が

認定する事業計画のスケームというものをつくる

だけです。全体として千百億円程度、それが

なんですかと、これは、実際問題としてもう

かっておりません。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待をかける可能性の

十分ある人物だ、こういうふうに思います。

○矢島委員 そういうお答えですが、高橋前理事

長のイ・アイ・イ・グループと、それから電気通

信行政、無関係でないというのは、一九八七年に

日本携帯電話株式会社を設立して副社長になつて

おりますが、この間、予算委員会やそのほかで

あるいは証人喚問等で明らかになつたことから考

えてみますと、関係行政に接待を

○江川政府委員 その二十九項目め、三十項目めが書かれております資料については私ちょっとと手元にございませんし、何が書いてあるのかもちょっとと存じませんので、そのことについて言及することはいたしかねますが、現在我々が承知しておりますのは、来年度このぐらいであろうといふ、言つてみれば事業者からのヒアリングで先ほど申し上げたような数字、それからさらに、再来年度から二〇〇〇年までのものがどのぐらいかといたのは、事業者自身だつて必ずしもわかる話ではございません。一定の条件のもとで推計するという部分も入つた上でやつてあるところでござります。その数字はまだ、そういう意味では確定する計画でございませんから、資料としても提出していないのではないかと存じます。

○矢島委員 光ファイバーの全国ネットワークというものをどういうふうにつくっていくかということは国政上の非常に重要な問題だらうと私は思ひます。しかも、郵政省の方針としては、その主体はN T TでありN C CでありC A T V事業者である。こうした民間事業者は、今確たるものはない。持つていなければ、一応の設備投資資本というものは持つていないと想ひます。ヒアリング等でやつたとすることですでの、郵政省もある程度はつかんでゐる。つかんでいませんと、この一千百億円ぐらいになる、あるいはそれを今後法律ができ上がってからどう配分するかと、いうようなことについても道が開けないわけですから、そういう段階は一定程度あると思うんですね。

どのような規模で光ファイバーを設置していくのかというこの問題は、本当に国民的な大きな関心事だと言つていいと思います。社会資本の整備といふ、公共的性格の高い分野で政府が税金を使つてはあるんですか、ないんですか。

て民間を支援しようというわけですから、郵政省が今後とも明確にしていくべきだといふ点について、国会にその計画等が具体化されたときには明確投資が光ファイバー敷設に回されるのかといふ点についてぜひオープンにやっていただきたい。これが必要なだろうと私は思うのですが、大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○江川政府委員 光ファイバー網の敷設計画につきましては、基本的には民間事業者の判断に基づいてやっていくものでございまして、その事業者からいろいろなことを、事情を聞いたり計画を聞いたりいたしますが、先生が御指摘のような、郵政省と事業者との間で合意された計画というものがあるかないかというならば、ございません。

それで、そういう意味では、事業者自身もいろいろな推計が入りましまようし、我々も推計をしながらやっていくところで確定的なものが決まれば、それなりに仕事としては表におのずと出てくるものだらうと考えております。

○矢島委員 そこで大臣、今そういう状況で確定的なものはないよですけれども、今後具体的に、この法案が通つてさらにそれを具体的に融資していくよということになれば、具体的な計画がなくちゃおかしいわけで、そういう部分についてはぜひ国会の場でも国民の前にオープンにしていただきたいということをお願いしたいのですが、いかがでしようか。

○大出国務大臣 今の御指摘に従いまして、できるだけ努力をいたしたいと存じます。

○矢島委員 この融資と同時に、もう一つ、租税特別措置法で加入者系の光ファイバー敷設に関する特別償却、これが認められました。新たな租税特別措置だと思うのですが、そもそも、我が国の電気通信事業者は、租税面で国際的にも例がないような優遇がされているのではないかといふ

点でお聞きしたいのです。

一例を挙げますと、これはアメリカの商務省に提出されたE T I のレポートですが、通信機器の償却期間の国際比較というのが出ているのです。これ、「一九八九年の段階での比較ですからそれは現在も変わっていないと思うわけですが、これを見ますと、光ファイバーの償却期間、日本が十一年です。それに対してアメリカが二十七・二年、ドイツが二十年、イギリスが二十三・七年。それから、ちなみにデジタル交換機は、日本が六年ですが、アメリカが十七・五年、ドイツが十年、イギリスが十年です。日本の通信機器はアメリカの半分しかもたないのかと。そんなことはあり得ないわけで、実際に私も通信ケーブル業界にいろいろ聞きましたところ、光ファイバーは二十年ないし三十年十分使用にたえられるだろう、こういうことでした。つまり、税制上の償却年数と実際がかけ離れているという点を感じたわけがあります。

電気事業者で光ファイバーを加入者系まで敷設するということになれば、そのかなりの部分はNTTということになると思います。恐らく三百億円の八割ぐらいはNTTに振り向けられるだろうと思います。

NTTといえば、この二月一日から基本料金を上げました。値上げしましたし、基本料金といふことになりますと、電話を全然使わなくてもまた義務的に支払う料金ですから、所得の低い方だとあるいはお年寄りの家庭だと、こういうところにも一律にかかる料金であります。消費者としては防衛のしようがない値上げだと。

その上、本法案によりますと、一般会計から二十三億円の補助を出して、二・五%の超低利融資制度も創設されようとしているわけです。税の入口でも優遇し、それから、一般会計という出口でも利子補給をしてやるというような至れり尽くせりだと。

しかも、このNTTは、料金の値上げによって来年度の経常利益が四千億円だ、こういうよう

言われております、四千億円といいますと恐らく日本の数ある大企業の中でも最高レベルだと思いますし、NTT自身にとつても、民営化から十年になるわけですが、恐らく最高水準の経常利益ため込んでいる。その上今度は租税特別措置で優遇する。まさに、私はこれは大企業への特権的優遇の見本ではないかと思うのです。

問題は、この光ファイバーの敷設を税制上支援するということで租税特別措置法の中で出てきたわけですけれども、三十三兆円から五十三兆円に上るだろうと言われてこの光ファイバーの全額の構築これに向けた設備投資の計画、特に、だれが負担するのかという点が全く明らかになつていなかつて、経営基盤が脆弱な市内電話部門の料金は値上げせよという声があるわけです。

通信機械工業会が昨年三月に発表した「光の国」実現に関する提言」という中で、光ファイバーネット構築早期実現の方策として、第一に、「料金リバランスによる電気通信事業者の経営基盤の安定」、これを擧げているわけです。これは、NTTなどが言う不採算部門での値上げを行ふという主張であります。基本料金の値上げは、まさにこれと合致する方向にあるわけです。この上三分十四の市内料金、これを値上げしたい、こういう意向もNTTの幹部からたびたび表明されております。

そこで大臣、お伺いするのですが、膨大なこの設備投資の全容といふものは明らかにされない、そのままの中で税制で優遇する、一般会計を使つた超低利融資を行う、利用者に値上げをする、こういう心配があるわけですが、大臣、どうお考えですか。

にわたる部分があります。うかがえますが、御主張につきましては御返事申し上げる任にありません。

それから、財投、予算、税制その他のことに関する本件とのかかわりにおいて申し上げさせていただいたいと思いますが、我々郵政省に限らず、国家的なよいプロジェクト、大きなプロジェクトを考えていく場合には、それは何も予算だけではなく、財投だけではなく、それらの力を総合的に投入して効果を相乗的に高めようという仕事の仕方というのをしてございます。

そういう意味で、予算で面倒を見て、財投で見られ、税制で見られるというふうに言おうと思えば言えるかもしれません、よい効果を高めるために、よい効果を効率よく上げるためにやるということを考えているところでございます。その一環として、今度の光ファイバー網整備につきましても、予算、財投、税制、三者動員してよい結果を得る、効果を得るようなプロジェクトに仕上げたところでございます。

○矢島委員 電通審の答申ですけれども、高齢化社会への対応とか一極集中の是正なども挙げておられます。この答申を読みますと、最大の眼目が経済構造の改革にあるように思えます。百二十三兆円の経済効果がある、これが盛んに言われているわけです。そこで、実はこの答申の中に、経済構造を変えなければそれが日本の日本はだめになる、そのためには情報通信基盤の整備を急げ、こういうのが一番最初に、冒頭出てくるわけであります。

そこで、大臣にお聞きいたしますが、さきの予算委員会で、日本社会の現状について、たそがれか午前中かというやりとりがあつたことを御記憶かと思います。これは自民党的加藤政調会長の質問で、日本は最近少しみんな心がたそがれつかなくなつたんじゃないでしょうかということで、今日本は何歳ぐらいで何時ぐらいでしようか、こういう質問がございました。村山総理は、まだまだ

青年だというので午前十時三十分というふうに言つたと私は記憶しております。

ところが、この電通審の答申では、日本はたゞがれだそうだ。冒頭から、日本は今重大な岐路に立たされている。右肩上がりの経済成長が当然と思われた時代は既に終焉を告げた、輝かしい経済発展をなし遂げた戦後体制がたそがれを迎える中、以下ずっと、一番最初に書いてあります。

○大出郵政大臣 たそがれとか午前とか午後とか

いう話は別にしまして、これは私の持論ですけれども、賃金という面から見まして、中国あたり、

私の非常に仲のいい、通産によりました私の親友がおりまして、この間帰ってきて、私にしきりに話していましたが、ようやく一年間で年収六万円になつたところだというわけですね。名前は具体的に挙げない方がいいかもしれません、店頭に洋服を並べる、その洋服の作り方、素材を日本から持ち込む、立派な工場をつくる、中国で人を雇う、山のように希望者が出てくる、きちっとした仕事をする、それでやつと年収六万円になつたところだというのですね。

そこから始まりまして、この間私韓国に参りました

新聞あるいは電子出版に移行したと想定するわけですから、その陰で、印刷、運送から販売まで、多くの産業が打撃を受けるということは明らかであります。この法案はそういう社会を目指す第一歩な

ことにして、その穴埋めをマルチメディアに求める、このようになります。この説明を受けたとき、郵政省の担当者が、現在の新聞や出版の分野は、一九九五年段階ではゼロですけれども、二〇一〇年には一兆四千六百七億円の市場になると、いわゆる引き算の部分がどうなるのかという点が非常に気がかりなわけであります。

○矢島委員 時間になりました。私は光ファイバーのネットワーク構築やあるいはマルチメディアに反対するものではありません。ただ、大企業

による海外への生産拠点を移すというような問題のこととして、その穴埋めをマルチメディアに求めるような議論は私は賛同できないわけです。

本法案についても、NTTを初めとして我が國

有数の大企業に超低利融資だと新たな大企業優遇政策といつもの施すわけでありますから、そ

の部分では賛成できないわけであります。

○矢島委員 時間になりました。私は光ファイバーのネットワーク構築やあるいはマルチメディアに反対するものではありません。ただ、大企業

による海外への生産拠点を移すというような問題

こととして、その穴埋めをマルチメディアに求めるような議論は私は賛同できないわけです。

○矢島委員 時間になりました。私は光ファイ

バーのネットワーク構築やあるいはマルチメディアに反対するものではありません。ただ、大企業

による海外への生産拠点を移すというような問題

こととして、その穴埋めをマルチメディアに求めるような議論は私は賛同できないわけです。

○矢島委員 時間になりました。私は光ファイ

<p

じます。

今回の法律改正につきましては、基盤法の改正につきましては、私は賛成であります。そうした立場に立つて、賛成であるけれども、これから高度成長経済の延長線で物事を論議していくのかという一抹の不安。

長、雇用と成長という問題のとらえ方をしていきますと、私は、今日本が置かれている荒廃した家庭の状況や、いじめの問題や、非常に卑近な問題で、具象化しているいろいろな問題についての原因のそれだけの体どこから来たのかな。これはやはり二十世紀の本当に爛熟した文化の中から、いろいろな面での微妙な食い違いや、あるいは教育の中から、陰の部分として出てきたのかな。新しい時代というのは、そうした物質万能社会から大きな変化や、もちろん価値観の変化もあるでしょう。そうした二十世紀の文化のそれだけの変化の中から、陰の部分として出てきたのかな、もう一度人間性を回復する、復活をさせなければならぬ時代なのかな、そのような位置づけで、これから雇用の問題や、そしてまた成長の問題をしつかりと考えていく必要があるのでないかななどいうようなことで、この法律改正に当たつて、も、そこを基調としたがらの一、二、三の御質問いたしたいと思う次第であります。

とりわけ、マルチメディア社会において、そのネットワークがどのように利用されるかというアリケーションの問題が非常に重要であり、このマルチメディア社会における情報通信の活用の仕方、これ次第では、先ほど申し上げました、この爛熟社会に一層拍手をかけるようなことがあつてはならない。日本民族として、もうグローバルな中でしつかりとした、今アメリカ、そしてまた日本、欧米との三極の中で、さすがに情報社会といふものを日本が立派につくり上げたということになれば、決して競争に勝つたということにはならぬだろうと思うから申し上げるわけであります。

七

とりわけ、先ほど午前中にも河村委員、そしてまた小坂委員から出た、高齢化社会の中いろいろな新しいメディアサービス、在宅医療とかあるいは教育関係、人間育成の分野、いろいろなことが御答弁ありましたし、また、大臣みずから、京都市で行われましたITUの会議の結果等もお触れになりました。また、ついせんだけってプラッセルに行かれた所感などもお触れになっておりますけれども、そうした中で、国民生活全般に大きな影響を与えることになつております広帯域、双方向の情報通信サービスというものについての、これから光ファイバーネットワークを公共インフラとしてやるわけでありますから、この基本的な理念をひとつお聞かせいただければありがたいと思いまます。

○大出国務大臣 金子先生おっしゃつてあるところ、ほんと今のお話全く同感なんですね。けれども、本当に印象に今でも残っておりますのは、プラッセルの会議で大きな論点が三つくらいあるのですね。一つは何かといふと、長講一席演説をいたしましたが、クレツソン、フランスの前総理ですね、彼女は今EUにいまして、彼女が非常に長い話をした中に、経済効果があつて、高度情報社会をこれからつくっていく、そういう意味でいろいろ新しい経済需要が生まれると言つたけれども、減る部分はどうなんだ。需要が生まれるのではなくて、要らなくなってしまう部分がどんどん出てくるという議論が我が国にある、フランスですね。この部分をどう考えるかという一つの大好きな提起がありまして、これに対してもフランスあたりから、ロツシという大臣ですけれども、似たような意見があつたりまして、結果的にどうなつたかといいますと、どこの国でもそれぞれの議論をしてきてるというわけですよ。してきているんだが、やつた結果として、やはり前に進んでふやさうじゃないかといふところに一致しているというわけですね。だから、ここに参加していると、その国の国内で減る部分も全くないといふ

は言わないというわけですよ

しかし、アメリカのプラウン商務長官の発言と
いうのは非常に興味深いものがございましたけれど
ども、十ドルアメリカ国民がお金を使うと、その
うちで一ドル以上にふえてきている、通信関係に
支出する金が。つまり、雇用喪失という面、なくな
るという面があるけれども、ふえる面と比較す
ると、一対三くらいに変わつていて、この経過の
説明がありましたけれども、そういう意味で
で、みんなでひとつふやしていくという方向に向
けて国内で十分な議論をして進めていく、じやな
いかというところに落ちついた議論なんですね
ども、非常に印象的なのですね。つまり、どこの
国も、産業的に見て、経済効果を考えながら、本
きな、過去の生産形態に基づく一つの経済体制と
いうものを抜け出していくためにどうするかとい
う、そういうところに今みんなぶつかっていると
いう印象ですね。

そこでそれを抜け出していく力がどういふか、は、やはりG.I.I.つまり高度情報化社会を少子・高齢化という社会現象の中でつくっていくそこに人類の幸せを求めていく、国際的に、これが一番いいんだというところに最終的にそれぞれの国が落ちついてきている。とはいってみても、片方、アメリカというのは通信産業が強過ぎるじゃないか、というところでアメリカ、欧洲の間に大きなぶつかり合いがありながら、なおかつそれを乗り越えていこう、目の当たりでも私は見てきたわけなのです。

だから、やはりこの国も、そういう国際的な動きを引き、避けられない動きですから、そこに合わせて着実に今の制度をどう伸ばしていくかを考えながら、やはり少子・高齢化社会の中で将来に向かっての人類の幸せをどう求めていくかという、そういう意味で、この問題はお互いに頑張らないかぎりのだなという結論で帰ってきました。焦点はそこだろうと思っていますけれども。

たた、これから問題は、いよいよ競争が激しく

なって、WTOの中で外資の参入というよくなとのネットワークの問題もあるだろうし、それからソフトの面でも、知的所有権の問題はあるとしても、そうしたいろいろな公共インフラの中の権内で、いろいろなアプリケーションのノウハウというか、そういった売り込みもあるんだろうと思うのです。

そうした中で、その基本になつてゐるのは、やはりどうしても経済優先主義といいますか、経済効果の方を先に考えがち。これはもちろん、国が貧乏であればこれは何も、公共インフラもできませんし、また国民の経済活動も低迷してしまつわけでありますから、電通審答申で言つてのことは、これは間違いだということは私は言つております。

それに、今大臣おつしやられた、そうした理念のものとに雇用と成長の問題ということで力をしっかりと与えていただいていることで力強く感じたわけですが、私も昨年、OECDの閣僚理事会、これは恥ずかしい、代理出席、前にも申し上げましたが、そういう一連の政治の流れの中で体験をさせられて、ブラウン長官の話も伺いました。同じことを当時からおつしやつておつた。そして、これから成長をどうするかということを国際的に考えた場合にはこの分野しかないと、クレッソンさんなんかも積極的なそういう推進派でございました。

そういった中で、私はどうしても人間工学的なといいますか、それから、これから情報化社会をつくり上げていく、構築するための、收れんしていく理想図というものを先に置いてからなないと、いろいろのノウハウ、手段、これはもうデジタルというのは唯一の、今のところ一番大きなこれは手段であると思います。手段であり、またそれが産業自体にもう同化している。そういったことでありますけれども、より人間工学的な、そしてまた民族、文化、歴史の分野も含めた

いのは、昨日からいろいろ出ておりますマルチメディア時代における通信・放送の融合化ということがさりげない言葉で言われているのですが、この本当の意味をどのように考えておられるのか、この局長、お願ひします。

○山口(憲)政府委員 今の通信と放送の融合ということでございますが、これは、これから情報通信基盤の整備が進み、それをフルに活用するというふうな状況を想定いたしますと、現在の大勢になつております通信と放送という枠組みでは到底おさまり切れない状況が来るだらうということをございまして、そういう新たな課題に対しても適切に対応していく必要があるということをございます。

先生はもう十分御案内かと思ひますけれども、私も、昨年の七月から大体一年間ぐらいということでお願いをしておりますが、二十一世紀に向けて通信・放送の融合に関する懇談会というのを設けさせていただいておりまして、ここには学識経験者でありますとか通信・放送の事業者とかユーザーの方とか、もう非常に多彩な方に入つていただいて、私もそこにずっと出させていただきしておりますけれども、大変示唆に富んだ御議論が展開されているというふうな問題を意識しているのかというお話をございますが、例えば産業政策というふうな観点が一つあると思いますが、そいつた点から見ますと、いわゆるニュービジネスの振興とかあるいはメディア産業の再編成や雇用や産業へ与える影響、そういう問題をもちろん取り上げていかなきやならないと思います。

特に大切な点だなと思いますのは、公益性を有する通信とか放送というものが多様化するというふうなことでござりますので、通信の秘密の問題

た、これはよく言われていることでございますが、デジタル時代になりまして、著作権処理の問題をどういうふうにしていったらいいのか、この局長、お願ひします。

○山口(憲)政府委員 今の通信と放送の融合といふことでございますが、これは、これから情報通信基盤の整備が進み、それをフルに活用するというふうな状況を想定いたしますと、現在の大勢になつております通信と放送という枠組みでは到底おさまり切れない状況が来るだらうということをございまして、そういう新たな課題に対しても適切に対応していく必要があるということをございます。

先生はもう十分御案内かと思ひますけれども、私も、昨年の七月から大体一年間ぐらいということでお願いをしておりますが、二十一世紀に向けて通信・放送の融合に関する懇談会というのを設けさせていただいておりまして、ここには学識経験者でありますとか通信・放送の事業者とかユーザーの方とか、もう非常に多彩な方に入つていただいて、私もそこにずっと出させていただきておりますけれども、大変示唆に富んだ御議論が展開されているというふうな問題を意識しているのかというお話をございますが、例えば産業政策というふうな観点が一つあると思いますが、そいつた点から見ますと、いわゆるニュービジネスの振興とかあるいはメディア産業の再編成や雇用や産業へ与える影響、そういう問題をもちろん取り上げていかなきやならないと思います。

特に大切な点だなと思いますのは、公益性を有する通信とか放送というものが多様化するというふうなことでござりますので、通信の秘密の問題

が、大変難しい問題でございます。それから標準化、これはいろいろ今度は企業戦略的なものもまたできたりしている問題でございまして、これも大変難しい問題でございますが、標準化の問題等々がござります。

こういった問題、士俵は大変広く、そういうふうな社会をもう一度再構築するというふうな形に持つていく必要があるのだろう、こういうふうに思つてはいる次第でございます。

○金子(徳)委員 新しい社会づくりのための役割の大きさということを今さらのように感じさせられるわけであります。今出したセキュリティーの問題であるとか知的所有権の問題であるとか、もうもうの問題が発生してまいります。そうしたこれらの課題は非常に大きいわけですが、そこにはやはり人間が人間の思考の中で、コンピューターのあの能力を超えることを絶対にせんとするのが、今どういうふうな問題が発生しているのかというお話をございますが、例えは産業政策といふうな観点が一つあると思いますが、そ

うに思つてはいる次第でございます。

臣の号令一下のもとに頑張つていきたいなと思うわけであります。

○江川政府委員 大変御支援をいただきましてありがとうございます。

マッチメディア社会が国民生活にどうなるかといふことを考えるときの前提条件として、この情

報ネットワークシステムがどうなつてゐるかといふのを先に、ちょっとそこだけ一つつけ加えさせていただきたいと思います。

多分共通基盤としてのデジタル技術で物事が組み立てられていることが一つと、それからあと、家庭でもどこでもいいのですが、いながらにしてだれでも映像や音声や文字やデータというものが、単発でなくそれらを受けて総合的に情報を一括的に利用する私が加工する、加工して、見た限り理解したりするというふうになる、でき上がつたものが今度ほかの人がまたそれを使って別の情報を作り上げてみたりするというよう、單に今我々がテレビの前でスイッチを入れて、送られてきたものを見るだけ、聞くだけというのではなくて、あわせて加工することができるようになります。そういうのがハード的イメージの技術だ、そう考えます。そういう技術ができ上がりますと、多分私たち役人が考えている以上にそれを使って何かしようとする業が、ニュービジネスが出てくると思いますが、それはもうすごいビジネスをやり始めるだろう。

今乏しい私たちの頭でせいせい考へていらるるが、例えは医療でいえば、先ほどもわかりやすく先生の御質問でございました、医療の何かこうやつたらばと出てきて健康診断ができる会話ができるとか、それから教育もまさに、マルチメディア自習と先ほどおもしろい言葉が出てまいりましたが、そういうような教育もできるようになりますし、それから行政からの情報も、必要な情報は向こうから呼び出してくる、それはきのうの話とどういうふうに違うんだろかというようなことを問い合わせたらその答えがまた返つてくるとか、情報の行つたり来たりができるようになると

わがままな言葉で表現させてしまいますと、国民生活の利便性が飛躍的に向上するというふうな抽象語になつてしまいますが、そういうふうになつてくればそれらが社会の生活の中にみんなはまり込んでいくところがどうなつてゐるだろうと思ひます。

そういう意味で、そのことをまた役人的につまらない言葉で表現させてしまいますと、国民生活になつてしまいますが、そういうふうになつてくらうにあります。しかもニュービジネスが発生し、電気通信審議会の研究によれば、百二十三兆円のマルチメディア市場ができ二百四十万の新規雇用ができるというふうに、非常に活性化された明るい社会が、国民生活が実現されてくるものと私たちは考えておるところでございます。

○金子(徳)委員 経済優先主義というか、ニュービジネスということ、時間が余つてくれればそれをどういうふうに使うかということも、これは余暇の利用の中で出てくるだらうと思いますが、新しい仕事がまた出てくる、次から次と経済優先的な姿で重層的になつてくるような、高度な超管理社会が生まれてくるような、何か未来小説の世界に出てくるような、そんな感じしないわけではないのですけれども、私は、お役所的な表現を使うならばとおっしゃった江川局長のお気持ち

そこで光ファイバー網、これは先行整備期間どれぐらいの投資額、それからそのために必要な助成金交付等の基金、この原資が必要かということをちょっと伺つておきたいんですけど、一応五年間で切りますか、二〇〇〇年で、ここ五年間でどちらの考えておられますか。もし十年での方がいいということであれば十年で切つていただいてもいいですし、あるいは二〇一〇年で切つていただいても結構でございます。

○江川政府委員 先ほどのお話をちょっと総観
境、私言い落としてしまいました。そういうところがやっぱり役人なんだなと思いますが、おっしゃいますとおり、そういう視点から、つまりユーザーの視点からあるいは国民の生活の視点から、いろいろなものを考えていくことでした
いと考えております。
ただいまちょっと投資額のことでござります
が、二〇〇〇年までの光ファイバー網の整備のための必要な投資額というのを大体全部合わせますと一兆八百八十億円ぐらいになることが予測され
ます。そのうち、今回の制度による特別融資の対象額は約三分の一でして、三割でございまして、細かい数字で申し上げますと三千二百七十九億、一兆八百八十に対して三千二百七十九億円ぐら
いになるというふうに承知しております。
そのためのこの基金の推計がどのくらいかとい
うのがございましたが、運用とか何かの利子率の変動というのがございますのでちょっと一概にや
りにくいんですが、今の姿で全部仮定して立ててみますと、大体二〇〇〇年までに二・五%でい
く、つまり一・一四ポイント分の利差を補助して
いくという仕掛けでいきますと、大体二百数十億、二百六十億円ぐらいの資金になろうかと考え

●大出國務大臣　これは金子先生、ようやくこれは整備元年で制度を皆さんのお力をおいただいて発足させるというところですから、これがつながらないなんてことになつたんじや、これは全く意味がないわけで、それは私の仲間、似たような郵政の事業を知つてゐる連中の集まりですから、よく話が出るんですが、朝起きたら三十分足らずでひゅうっとナビゲーターつきの自動車でサテライトオフィスに着いた、そしたら友達から電話がかかってきて、仲間が宇宙郵便局に転勤したから花でも贈ろうじゃないか、ちょっと待つてくれ、シャトルで月から帰ってくるやつがいるから、そいつも入れて相談しようじゃないか、帰るまで待たぬでも途中でテレビ会議でいいじゃないか、彼が帰ってきたら腕時計型の携帯電話でばんと連絡が来たというところから始まりまして、これは夢物語みたいなんだけれども、この腕時計型携帯電話というのはいつできるかといつたら、ここから十五年先いつたらできるというのが八割あるんですね。つまりそのぐらい技術革新というものは速いという見方が専門家の中にある、たくさんあります。

そうすると、来年何とか予算的なことができて、さらに一歩進むんではなければ間に合わないですから、ぜひひとつこれは皆さんにお力をいたいで、借金だ云々だと言つている前に、何が何でもこれはやらなければ借金だつて返せないわけですか、そういう意味で、どこにいても頑張りたいんだと思っているんですけれども。

○金子（徳）委員 まことに力強い決意の御開陳、ありがとうございます。
先ほどちょっと私伺い漏れしあつたんですが、CATVの普及の状況でございますけれども、午前中、同僚委員からの質問があつたわけでありますが、何といってもCATVの普及率そのものが当然これからマルチメディア化の双方向性からいつてもどうしても必須の条件なわけでありますけれども、現状はどういうふうになつていました。

いく、そして今度の基盤法で仕上げていく、この一連のものを整合性を持つて大いに努めていたただくよう、最後に心から御健闘を御期待し、質疑時間、多少残っておりますけれども、皆様方の御都合もあるやに伺っておりますので、これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○自見委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○自見委員長 本案について日本共産党から討論の申し出がありました。先刻の理事会で協議の結果、御遠慮願うことになりましたので、御了承願います。

これより採決に入ります。

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○自見委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、虎島和夫君外三名から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○河村(た)委員　ただいま議題となりました電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、提出者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読いたします。

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

の高度化に不可欠であることにかんがみ、光ファイバ網の早期かつ全国的な整備を図るために、本法に基づく第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者に対する支援措置の実施に必要な資金の確保に努めるとともに、ふるさと財團の無利子融資制度の拡充を図ること。

一 有線テレビジョン放送が、高度化・多様化している国民の情報ニーズに有効に応えるマルチメディア時代の中核的情報通信基盤の一つとして期待されるものであることにかんがみ、その施設の一層の高度化を図るとともに、普及の促進に努めること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び新覚さきがけの四派共同提案に係るものでありまして、案文は当委員会における質疑等を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省かさせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○自見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

虎島和夫君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○自見委員長 起立多数。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。この際、大出郵政大臣から発言を認められておりますので、これを許します。大出郵政大臣。

○大出國務大臣 ただいま電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に

尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございました。(拍手)

○自見委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました本案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○自見委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり。

そのように決しました。

[報告書は附録に掲載]

○自見委員長 内閣提出、電波法の一部を改正する法律案及び内閣提出、電気通信事業法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。大出郵政大臣。

電波法の一部を改正する法律案
電気通信事業法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

る者がその資格以外の免許を受けるに当たって、現在必要とされている郵政大臣の認定を廃止し、一定の要件を備えればよいこととしております。

第三に、電波利用料の納付について、免許人から口座振替の申し出があつた場合には、郵政大臣は、その納付が確定と認められること等を条件としてその申し出を承認することができることとするとともに、納期限の特例を設けることとしております。

なお、この法律は、無線従事者関係は平成八年四月一日から、電波利用料の口座振替関係は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、第一種電気通信事業者に係る料金その他の提供条件についての規制の合理化を図るため、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金のうち一定の範囲のものについて、認可制から事前届け出制に改めるとともに、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する契約款について、郵政大臣の定める標準契約款に合致するものは認可を要しないこととするなどの改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

この法律案は、無線従事者の資格を取得しようとする者の負担の軽減等を図るため免許を受けることができる者の範囲を拡大する等の措置を講ずるとともに、口座振替の方法による電波利用料の納付を実施するため所要の規定を設けようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金について、電気通信役務のうちその内容、利用者の範囲などから見て利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして郵政省令で定めるものについては認可制から事前届け出制に改めることとしております。

第二に、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する契約款について、郵政大臣の定める標準契約款に合致するものは、認可を受けたもののみなすこととしております。

その他所要の規定の整備を行ふこととしたして

おります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、これら二法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

以上でござります。

○自見委員長 これにて趣旨の説明は終りました。

午後三時三分散会

電波法の一部を改正する法律案

電波法昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の資格(郵政省令で定めるものに限る)ごとに次に掲げる学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく学校の区分に応じ郵政省令で定める無線通信に関する

科目を修めて卒業した者

イ 大学短期大学を除く。

ロ 短期大学又は高等専門学校

ハ 高等学校

四 第四十二条第二項に次の一号を加える。

四十一條第一項の資格(郵政省令で定めるもの知識及び技能を有する者として郵政省令で定める同項の資格及び業務経験その他の要件を備える者

第四十一条第三項を次のように改める。

第三に、無線従事者の資格及び業務経験を有す

る者は免許を受けることができることとしてお

ります。

その他所要の規定の整備を行ふこととしたして

おります。

同項第四号に該当する者であつて郵政省令で定めるものが行う無線従事者の免許の申請は、それぞれこれらの規定に該当するに至つた日から三箇月以内に行なわなければならない。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四十一条第二項第二号及び第三号」を「第四十二条第一項第二号、第三号及び第四号」に改める。

第二百三条の二第九項中「第七項」を「第九項

無線従事者の資格を取得しようとする者の負担の軽減等を図るため大学等において無線通信に関する科目を修めて卒業した者に特定の資格を付与すること等とともに、口座振替の方法による電波利用料の納付を実施するため所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信事業法の一部を改正する法律案

の一部を次のよう改正する。

郵政大臣は、免許人から預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認するに至るに至る。

前項の承認に係る電波利用料が同項の金融機関による当該電波利用料の納付の期限として郵政省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納定期限後である場合においても、その納付は、納期限までにされたものとみなす。

附
則

(施行期日) この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第三百三条の二の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一類第十一号 通信委員会議録第六号 平成七年三月十六日

二項の次に次の二項を加える

3 第一種電気通信事業者は、電気通信役務のうちその内容、利用者電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。(以下同じ。)の範囲等からみて利用者の

として又は現に定めている契約約款を標準契約約款と同一のものに変更しようとして、あらかじめその旨を郵政大臣に届け出たときは、その契約約款については、同項の認可を受けたものとみなす。

利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして郵政省令で定めるものに関する料金(第一項の郵政省令で定める料金を除く。)を定めようとするときは、あらかじめ郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により契約款で定めるべき提供条件については、同項の認可を受けた契約款によらなければ電気通信役務を提供してはならない。ただし、第三十八条第二項の認可を受けた契約により第二種電気通信事業者に電気通信役務を提供する場

第三十一条の次に次の二条を加える。
(契約約款の認可等)

通信役務に関する提供条件(料金並びに郵政大臣が令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るもの)について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第一種電気通信事業者及びその利用者の責務に付する旨の認可の申請がこの行をもつてなされたときは、同項の認可をしてはならない。

任にに関する事項並びに電気通信設備の設置工事その他の工事に関する費用の負担の方針が適正かつ明確に定められていること。
二 電気通信回線設備の使用の態様を不适当に制限するものでないこと。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする うござな、二二。

四 第八条第一項の通信に関する事項について
適切に配慮されているものであること。
第一項の規定により契約約款で定めるべき供
供条件について、郵政大臣が標準契約約款を定
めて公示した場合(これを変更して公示した場
合を含む)において、第一種電気通信事業者

が、標準契約約款と同一の契約約款を定めよ。

第三十六条第一項中「電気通信役務の料金その他の提供条件」を「第三十一条第一項の認可を受けた料金又は第三十一条の二第一項の認可を受けた契約約款で定める電気通信役務の提供条件」に、「第三十一条第一項の認可を受けた契約約款」を「当該料金又は契約約款」に改め、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

項の規定により届け出た料金又は同条第六項の規定により届け出た料金並びに前条第一項に改め、同条第二項中「規定は」の下に「第三十一一条第一項又は第六項の郵政省令で定める料金及び」を加える。

第三十二条の見出しを「料金等の掲示」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「第三十一条第一項の規定により認可を受け若しくは同条第三

項の規定により届け出た料金又は同条第六項の規定により届け出た料金並びに前条第一項に改め、同条第二項中「規定は」の下に「第三十一條第一項又は第六項の郵政省令で定める料金及び」を加える。

第三十六条第一項中「電気通信役務の料金その他の是共条件」と「第三十一条第一項の認可を受

「他の機関の認可」を「第三十一条第一項の認可を受けた料金又は第三十一条の二第一項の認可を受けた料金又は第三十一条の二第一項の認可を受けた契約約款で定める電気通信役務の提供条件」に、「第三十一条第一項の認可を受けた契約約款」を「当該料金又は契約約款」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

二七

届け出た料金が利用者の利益を阻害していると認めるときは、第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該料金を変更すべきことを命ずることができる。

第三十八条第二項中「その提供条件が第三十一項の規定により認可を受けた契約約款で定める提供条件」を「その提供条件(第三十一条第一項の郵政省令で定める料金、第三十一条の二第一項の郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。)が第三十一条第一項の規定により認可を受けた料金及び第三十一条の二第一項の規定により認可を受けた契約約款で定める提供条件」に改める。

第九十四条第四号中「契約約款」を「料金」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 第三十一条の二第一項の規定による第一種電気通信事業者の契約約款に関する認可

六 第三十一条の二第三項に規定する標準契約約款の制定、変更又は廃止

第九十五条中「第三十六条第一項若しくは第二項」を「第三十六条」に改める。

第一百七条第三号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第七項」に改め、同条第四号中「第三十六条第一項若しくは第二項」を「第三十六条」に改める。

第一百八条第三号中「第三十一条第六項」を「第三十一条第七項」に、「同条第三項」を「同条第四項又は第三十一条の二第六項」に改める。

第一百十一条第二号中「契約約款」を「料金又は契約約款」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

平成七年二月二十一日印刷

理由

第一種電気通信事業者に係る料金その他の提供

平成七年四月三日発行

2 この法律の施行の際現に改正前の電気通信事業法(以下「旧法」という。)第二十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定められた料金であって改正後の電気通信事業法(以下「新法」という。)第三十一条第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認可を受けた料金とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定められた料金であって新法第三十一条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款(料金に係る部分を除く。)は、新法第三十一条の二第一項の規定により認可を受けた契約約款とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第三十一条第五項の規定により届け出た契約約款に定める料金は、新法第三十一条第六項の規定により届け出た料金とみなす。

6 この法律の施行前に旧法第三十一条第五項の規定により届け出た契約約款(料金に係る部分を除く。)は、新法第三十一条の二第五項の規定により届け出た契約約款とみなす。

7 この法律の施行の際現にされている旧法第三十一条第一項の規定による契約約款の認可の申請は、新法第三十一条第一項の規定が適用される料金に係るものにあっては同項の規定によりした認可の申請と、同条第三項の規定が適用される料金に係るものにあっては同項の規定によりした認可の申請とみなす。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

条件についての規制の合理化を図るため、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金のうち一定の範囲のものについて認可制から事前届出制に改めるとともに、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する契約約款について郵政大臣の定める標準契約約款に合致するものは認可を受けることを要しないこととする必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。